

とこなめ発！健康人生

第2期

健康日本 21 とこなめ計画 後期計画

(令和2年度～令和6年度)



令和2年3月
愛知県常滑市

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定にあたって…………… 2
- 2 計画の期間…………… 3
- 3 計画の位置づけ…………… 3

第 2 章 常滑市の現状

- 1 人口動態…………… 6
- 2 死亡要因や疾病の状況…………… 8
- 3 医療費の状況…………… 9

第 3 章 中間評価

- 1 中間評価の結果について……………12
- 2 分野別の評価……………13
- 3 中間評価のまとめ……………18

第 4 章 基本的な方向

- 1 基本理念……………20
- 2 基本方針……………20
- 3 計画の体系図……………21

第 5 章 健康づくりの取組

基本方針 1 健康に関する生活習慣の見直し

- 1 食生活・栄養（食育推進計画）……………24
- 2 運動・身体活動……………30
- 3 休養・こころの健康（自殺対策計画）……………32
- 4 たばこ……………36
- 5 歯とお口の健康……………38

基本方針 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防

- 1 特定健康診査・特定保健指導……………40
- 2 がん検診……………42
- 3 重症化予防……………44

基本方針 3 生涯を通じた健康づくり

- 1 次世代（子ども）の健康づくり……………46
- 2 継続した健康づくり……………48

基本方針 4 健康を支える地域づくり

- 1 健康を支える地域づくり……………49
- 2 保健と医療と福祉との連携……………49

第 6 章 計画の推進

- 1 計画の推進体制……………52
- 2 進捗管理……………52

参考資料

- 1 評価指標一覧……………54
- 2 自殺対策計画関連施策……………57
- 3 常滑市保健福祉対策調整委員会設置要綱……………61
- 4 委員名簿……………63

第1章 計画策定の趣旨

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定にあたって

わが国の平均寿命は生活水準の向上や医学の進歩等により、世界でも有数の長寿国となっています。しかしその一方で食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加し、その結果、寝たきりや認知症など要介護状態になる人が増加しており、医療費や介護の負担などが深刻な社会問題となっています。

国は平成12年に「健康日本21」を策定し、平成24年7月には健康寿命の延伸と健康格差の縮小の実現に向け「健康日本21（第2次）」を、さらに愛知県では平成25年度から「健康日本21 あいち新計画」を定め健康づくり活動の目標と方向性を示し、新たな取組が推進されています。

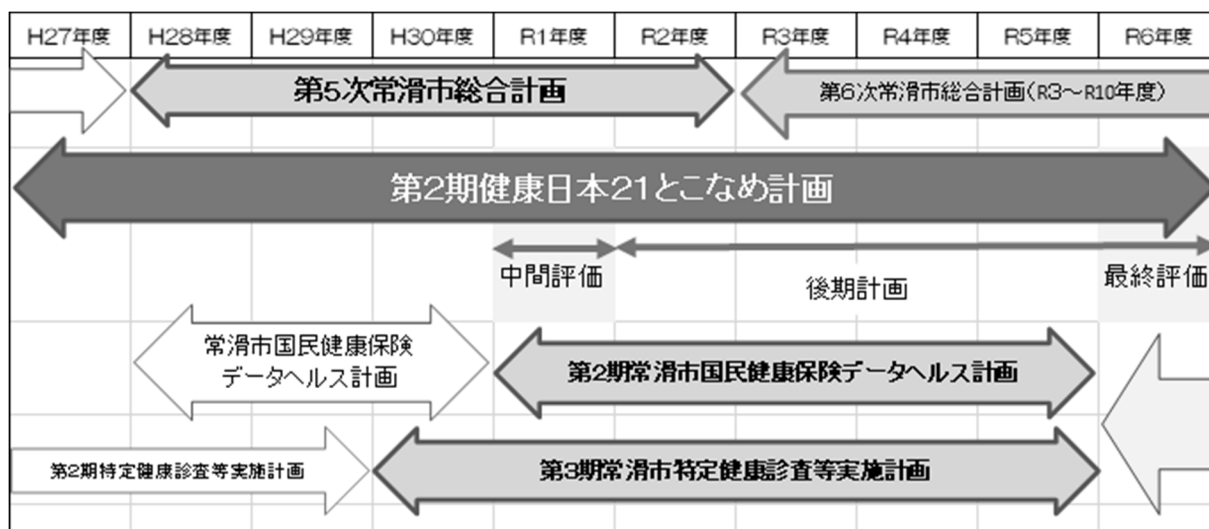
常滑市においても、乳幼児から高齢者まですべての人々が生活習慣病予防などの健康づくりを、個人・地域・社会全体が実践し、こころ豊かに暮らすことができる社会を目指すための行動計画として平成15年度から「健康日本21 とこなめ計画」を策定し、10年間推進してきました。そして平成26年度に引き続き新たな健康課題を考慮し、常滑市の健康づくりを推進していくための行動計画として平成27年度から令和6年度までの10年間の「第2期健康日本21 とこなめ計画」を策定しました。

このたび、第2期計画策定後、5年が経過し、目標の達成度及び社会情勢や健康課題の変化に対応するため、計画の中間評価と見直しを行い、改めて今後の健康づくりの推進体制の充実強化を図ります。

また、国は、食育の分野において食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえつつ、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していること、自殺対策の分野では自殺対策基本法において「誰も自殺に追い込まれることのない地域の実現」を目指して、これに対処していくことが必要であるとしています。

このことから、国や県の計画を踏まえながら、健康課題に応じた取組を包括的に推進していくため、「食育推進計画」と「自殺対策計画」を含めて策定したものです。

2 計画の期間



3 計画の位置づけ

本計画は健康増進法に規定する市町村健康増進計画として位置づけられ、国が策定した「健康日本21（第2次）」、愛知県が策定した「健康日本21 あいち新計画」の目標や方針を踏まえた上で、常滑市の健康課題に応じた行動計画としました。また、上位計画である常滑市総合計画やその他関連計画との整合性を図ります。

〔計画策定の根拠〕

①健康増進計画（健康増進法 第8条第2項）

市町村は、基本方針及び都道府県健康増進計画を勘案して、当該市町村の住民の健康増進の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

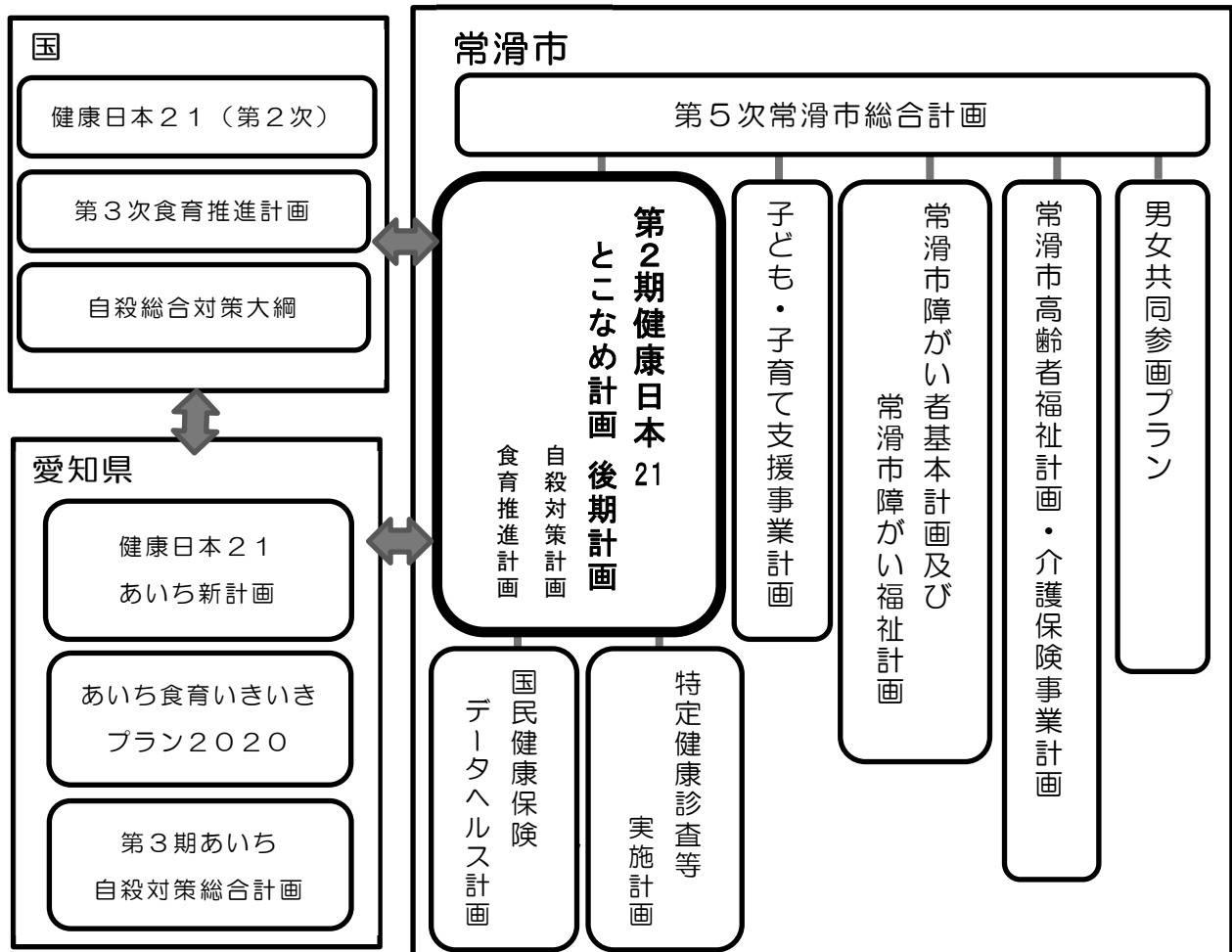
②食育推進計画（食育基本法 第18条第1項）

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するように努めなければならない。

③自殺対策計画（自殺対策基本法 第13条第2項）

市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。

【計画の位置づけ】

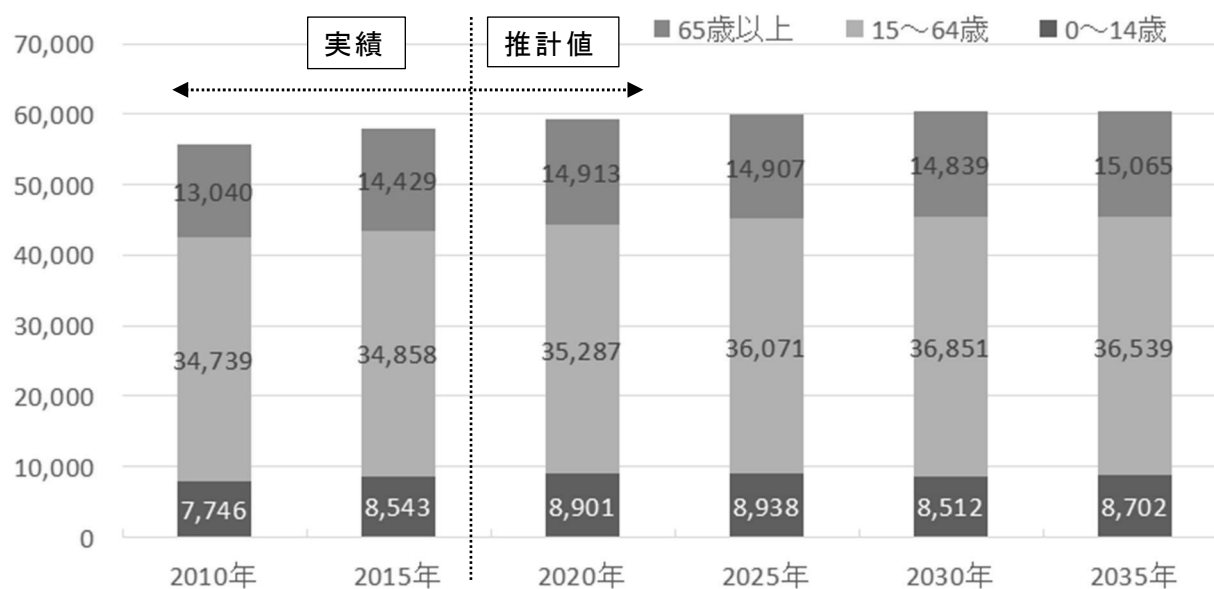


第2章 常滑市の現状

第2章 常滑市の現状

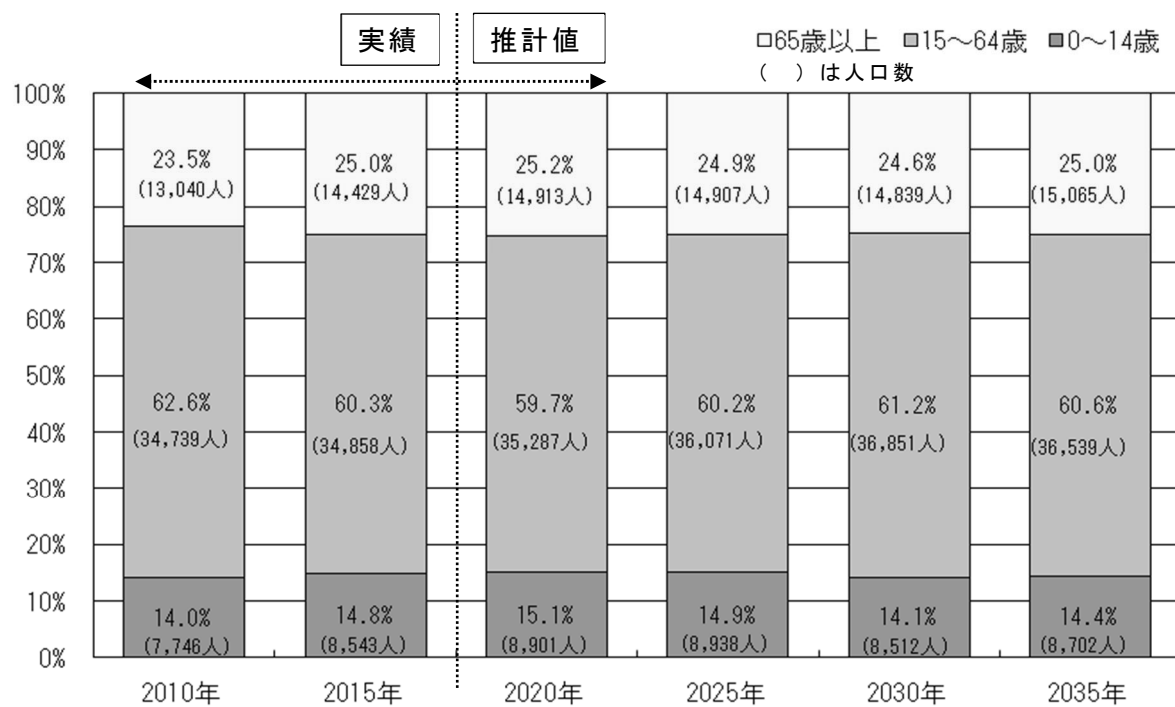
1 人口動態

①人口の推移



資料：第5次常滑市総合計画

②人口の構成



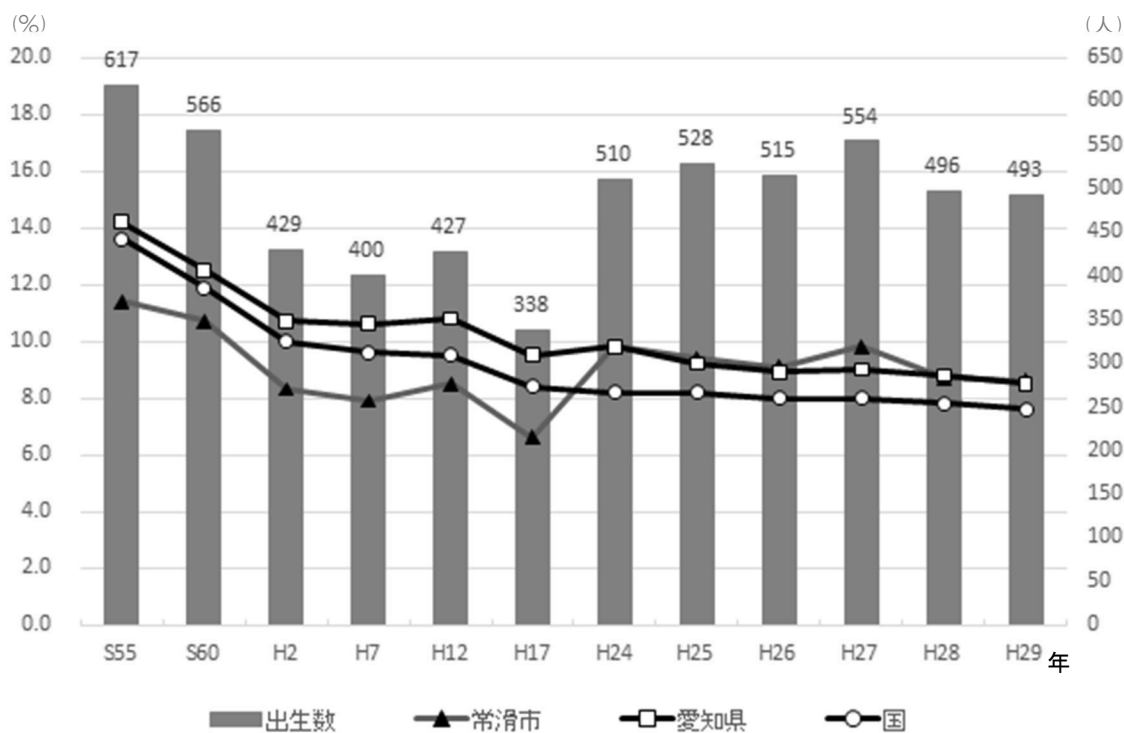
資料：第5次常滑市総合計画

③出生数と出生率の推移

平成27年をピークに出生数、出生率とも減少しています。国と比較すると出生率は高くなっています。

<出生数と出生率の推移>

年	出生率（人口千対）			出生数 (人)
	国	愛知県	常滑市	
S55	13.6	14.2	11.4	617
S60	11.9	12.5	10.7	566
H2	10.0	10.7	8.3	429
H7	9.6	10.6	7.9	400
H12	9.5	10.8	8.5	427
H17	8.4	9.5	6.6	338
H24	8.2	9.8	9.8	510
H25	8.2	9.2	9.4	528
H26	8.0	8.9	9.1	515
H27	8.0	9.0	9.8	554
H28	7.8	8.8	8.7	496
H29	7.6	8.5	8.6	493

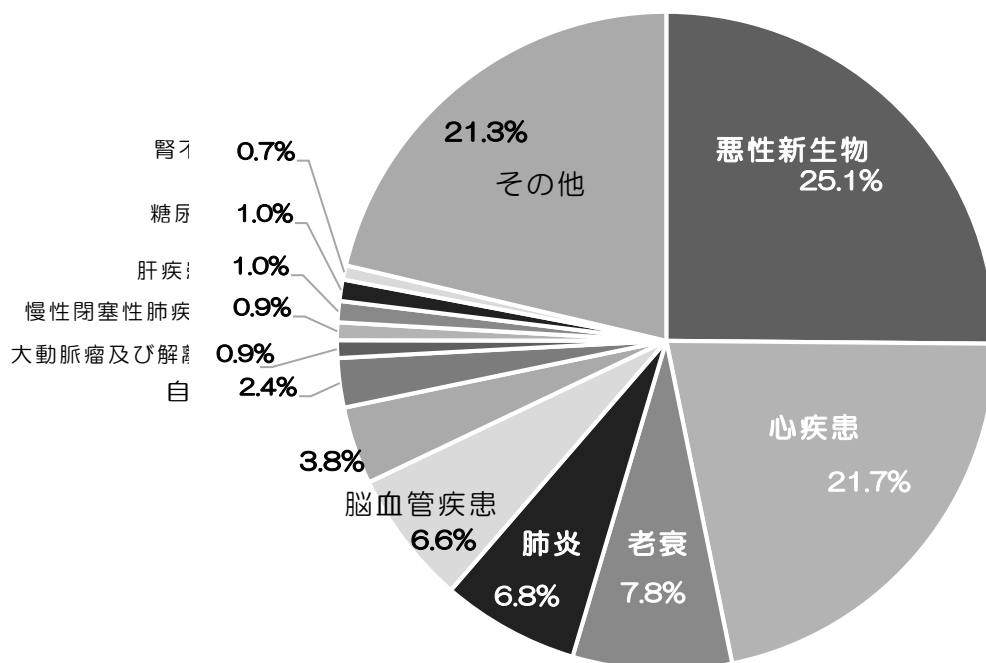


資料：知多保健所事業概要、愛知県人口動態統計

2 死亡要因や疾病の状況

①死因別死亡割合（平成 29 年）

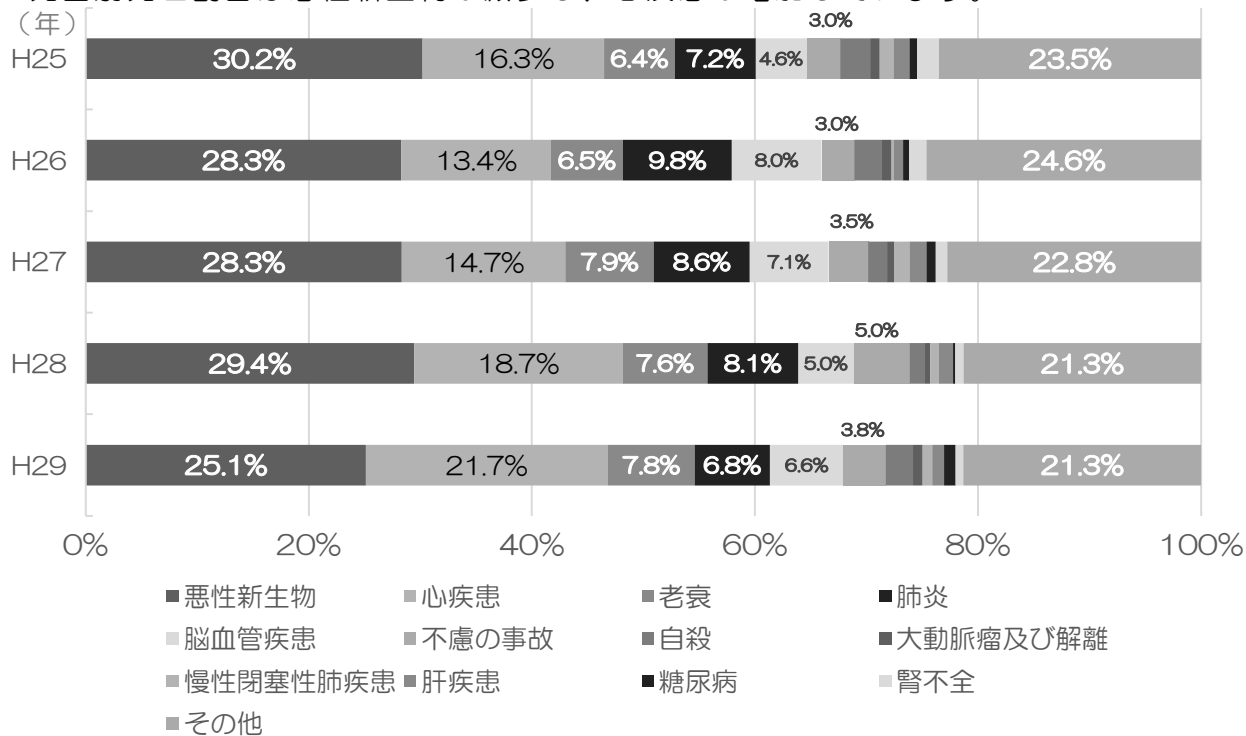
死因は悪性新生物が 25.1%と最も高く、次いで心疾患、老衰となっています。



資料：愛知県衛生年報

②死因別死亡割合の推移

死因別死亡割合は悪性新生物が減少し、心疾患が増加しています。

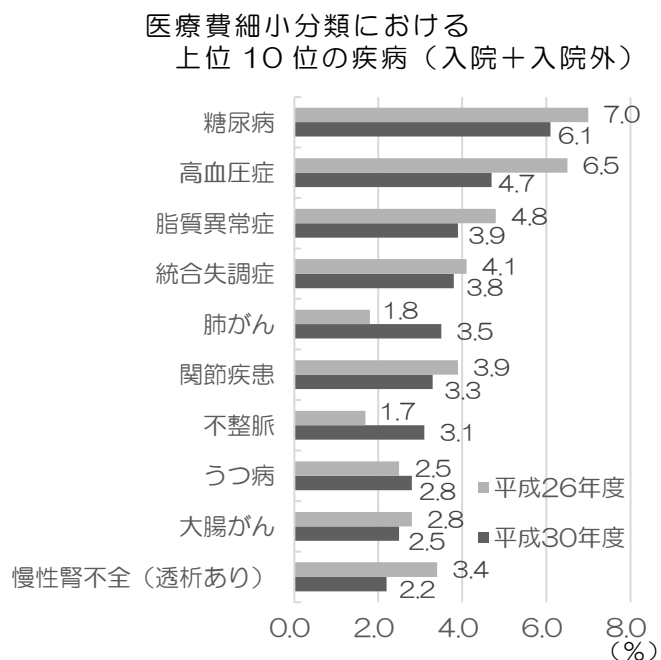
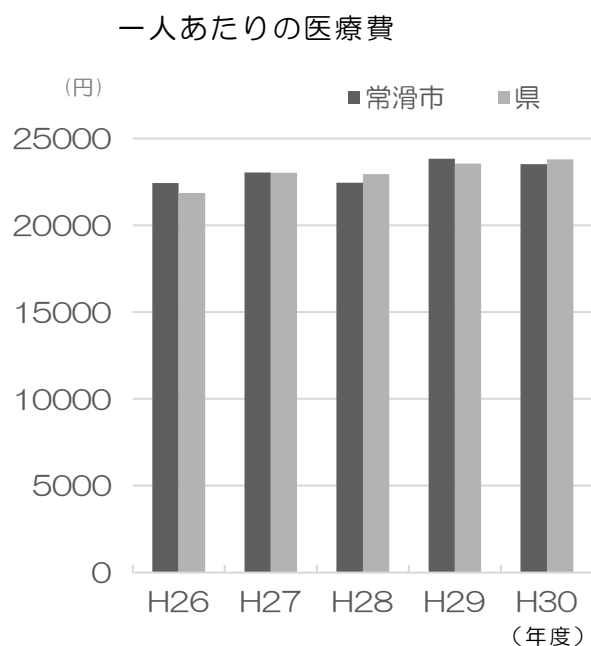


資料：愛知県衛生年報

3 医療費の状況

①一人あたりの医療費（1か月当たり）

国民健康保険の一人あたりの医療費は平成26年では22,436円（愛知県21,861円）でしたが、平成30年では23,513円（愛知県23,796円）と高くなっています。疾病別での一人あたりの医療費では糖尿病、高血圧症、脂質異常症の順で高くなっています。

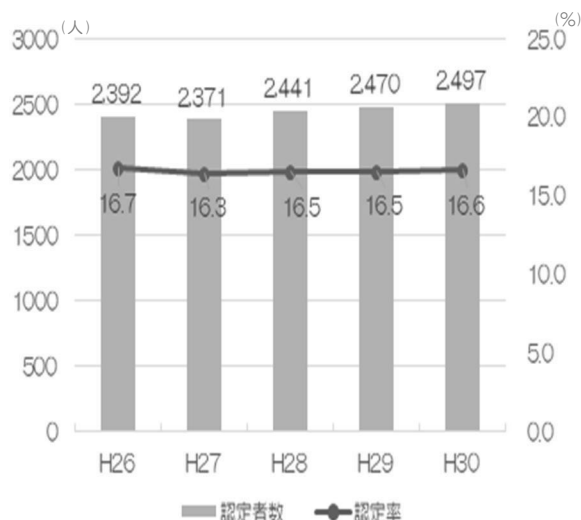


資料：国保データベース（KDB）

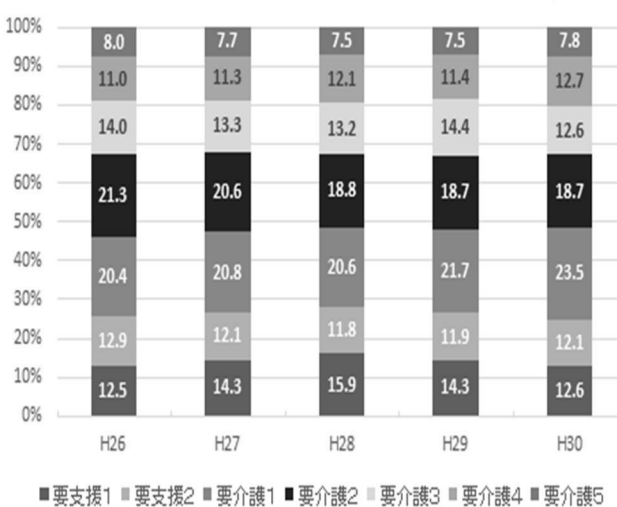
②要介護認定等の状況

要支援・要介護認定者の推移は大きな増加はありません。要支援・要介護認定者の割合の推移では要介護1の割合が約2%増加しています。

要支援・要介護認定者数と認定率の推移



要支援・要介護認定者の割合の推移



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

第3章 中間評価

第3章 中間評価

1 中間評価の結果について

「第2期健康日本21とこなめ計画」にあげた24項目71指標の目標達成度の評価を行いました。判定は各指標について、策定時の値と現状値との比較を行うとともに、5年間の平均値と現状値で比較し判定しました。

(1) 評価方法について

①目標値の設定がない指標の判定基準

策定時の値と現状値の比較、5年間の平均値と現状値で比較しました。

区分	判定	判定基準
達成・改善	○	現状値が策定時よりも改善かつ平均値も改善
やや改善 変化なし	△	現状値が策定時よりも改善または平均値が改善
悪化	×	現状値が策定時よりも悪化かつ平均値も悪化
判定不能	—	判定ができない

②目標値が設定してある指標については下記の基準により判定しました。

達成率(%) = (直近値－策定時の値) / (目標値－策定時の値) × 100 で算出

区分	判定	判定基準
達成 概ね達成	○	目標を達成、または達成率90%以上
改善		策定時の値より改善（達成率50%以上90%未満）
やや改善	△	策定時の値より改善（達成率10%以上50%未満）
変化なし		策定時の値から変化がない（達成率－10%以上10%未満）
悪化	×	策定時の値より悪化（達成率－10%未満）
判定不能	—	判定ができない

(2) 評価項目と指標について 24項目71指標の内訳

分野	項目数	指標数
食生活・栄養	2項目	5指標
運動・身体活動	2項目	7指標
休養・こころの健康	3項目	7指標
たばこ	3項目	8指標
歯とお口の健康	4項目	17指標
特定健康診査・特定保健指導	2項目	6指標
重症化予防	3項目	11指標
次世代（子ども）の健康づくり	5項目	10指標

2 分野別の評価

基本方針1 健康に関する生活習慣の見直し

(1) 食生活・栄養 (2項目5指標)

項 目	年齢 性別	策定時 (H25年度)	目 標	現状値 (H30年度)	平均 (5年間)	指標の評価
1 朝食を毎日食べる人の増加						
朝食を抜くことが週に3回以上ある人	40～64歳	10.7%	減 少	12.6%	11.3%	×
朝ごはんを毎日食べている子ども	1歳6か月児	92.5%	増 加	96.0%	96.3%	○
	3歳児	92.8%	増 加	91.1%	92.1%	×
2 肥満の人の減少 (成人期)						
BMI 25以上の人の割合	40～64歳 男	36.4%	減 少	36.8%	33.8%	△
	40～64歳 女	17.8%	減 少	23.5%	20.7%	×

5 指標のうち1指標が改善、3指標が悪化しており、改善が進まなかった分野であるといえます。朝食を毎日食べる人の割合は1歳6か月児では増加しましたが、他の年代では減少しています。肥満の人の割合は男性では大きな変化はありませんが、女性は増加しています。若い頃からの肥満予防や生活習慣と合わせた食生活に関する正しい知識の普及啓発が必要です。

(2) 運動・身体活動 (2項目7指標)

項 目	年齢 性別	策定時 (H25年度)	目 標	現状値 (H30年度)	平均 (5年間)	指標の評価
1 運動習慣のある人の増加						
運動を週2回以上行っている人	40～64歳	31.1%	増 加	26.9%	28.7%	×
	65歳以上	45.0%	増 加	45.7%	47.2%	○
運動不足と思う人	40～64歳	73.0%	減 少	データ無	—	—
	65歳以上	58.2%	減 少	データ無	—	—
日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人	40～64歳	48.5%	増 加	45.1%	48.7%	△
	65歳以上	58.3%	増 加	53.1%	56.2%	×
2 高齢期の運動器の健康維持						
スポーツの会等へ参加する人	65歳以上	14.7%	増 加	21.9% (H28)	—	○

7 指標のうち2指標が改善、2指標が悪化しています。運動習慣のある人の割合では65歳以上では増加傾向にありますが、その他は減少しています。ライフスタイルや年代にあった運動や体を動かす工夫についての情報提供等が必要です。

(3) 休養・こころの健康（3項目7指標）

項 目	年齢 性別	策定時 (H25年度)	目 標	現状値 (H30年度)	平均 (5年間)	指標の評価
1 睡眠による休養が十分とれている人の増加						
睡眠で休養が十分とれている人	40～64歳	71.0%	増 加	68.6%	67.9%	×
	65歳以上	77.2%	増 加	76.6%	75.7%	×
10時以降に就寝する子どもの割合	1歳6か月児	16.7%	減 少	17.1%	17.8%	×
	3歳児	24.7%	減 少	26.3%	25.1%	×
2 ゆったりとした気分で子どもと接することができる人の増加						
ゆったりとした気分で子どもと接することのできる人の割合	1歳6か月児	76.7%	増 加	79.5%	80.7%	○
	3歳児	75.6%	増 加	73.9%	76.5%	△
3 趣味の会へ参加する人の増加						
趣味の会への参加者の割合	65歳以上	17.3%	増 加	31.6% (H28)	—	○

7指標のうち2指標が改善、4指標が悪化しています。改善が進まなかった分野といえます。睡眠による休養が十分とれている人の割合はどの年代においても減少しています。睡眠についての理解を深め、睡眠による休養を十分にとれるよう取組を推進していくことが必要です。

(4) たばこ（3項目8指標）

* 評価方法②（P12 参照）で判定

項 目	年齢 性別	策定時 (H25年度)	目 標	現状値 (H30年度)	平均 (5年間)	指標の評価 (達成率)
1 妊娠中から子育て中の喫煙をなくす						
3～4か月児健診の保護者の喫煙率*		未把握 3.0% (H26)	0%	2.7%	2.8%	△ (10.0%)
2 子どもの受動喫煙の機会の減少						
子育て中の家庭での同居家族の喫煙者の割合の減少	3～4か月児	38.2%	減 少	32.3%	35.0%	○
	1歳6か月児	39.0%	減 少	22.4%	30.0%	○
	3歳児	38.8%	減 少	25.3%	33.3%	○
3 成人の喫煙率の減少						
成人の喫煙率	40～64歳 男	31.0%	減 少	30.0%	29.6%	○
	40～64歳 女	6.0%	減 少	7.4%	6.9%	×
	65歳以上 男	14.5%	減 少	20.1%	19.2%	×
	65歳以上 女	1.9%	減 少	2.4%	2.2%	×

8指標のうち改善が4指標、悪化が3指標となっています。改善が進んだ分野といえます。子育て中の家庭での喫煙者の割合は減少しています。成人の喫煙の割合は40～64歳の男性は減少していますが、それ以外は増加しています。今後も喫煙者への保健指導や情報提供をしていくことが必要です。

(5) 歯とお口の健康（4項目17指標）

項 目	年齢 性別	策定時 (H25年度)	目 標	現状値 (H30年度)	平均 (5年間)	指標の評価
1 歯みがきの習慣の確立						
保護者の仕上げみがきがされていない 幼児の割合	1歳6か月児	6.2%	減 少	3.0%	4.0%	○
歯間清掃用具の使用割合	40歳	29.0%	増 加	64.6%	44.4%	○
	50歳	16.5%	増 加	71.0%	43.6%	○
	60歳	38.0%	増 加	64.1%	44.5%	○
	70歳	43.4%	増 加	62.1%	41.4%	△
2 むし歯有病率の減少						
3歳児		11.3%	減 少	8.7%	9.4%	○
5歳児（年長児）		35.2%	減 少	31.8%	29.9%	○
12歳児（中1）		36.4%	減 少	22.4%	20.8%	○
3 歯科健診を受ける人の増加						
歯科総合健診・歯科健診の受診率	40歳	15.1%	増 加	17.0%	17.6%	○
	50歳	19.2%	増 加	13.4%	16.4%	×
	60歳	15.1%	増 加	22.5%	20.1%	○
	70歳	10.9%	増 加	27.3%	19.1%	○
定期健診の受診率	40歳	34.6%	増 加	48.6%	44.6%	○
	50歳	45.6%	増 加	53.0%	50.2%	○
	60歳	40.9%	増 加	62.6%	51.1%	○
	70歳	52.6%	増 加	70.8%	55.4%	○
4 8020表彰者の増加						
8020表彰者数		91人	増 加	99人	112人	○

17指標のうち15指標が改善しており、改善が進んだ分野といえます。歯科健診の受診の割合では50歳の年代が他の年代よりも低くなっています。今後も歯やお口の健康に関する知識の普及啓発をしていくとともに、定期健診の必要性や受診機会の周知をしていくことが必要です。

基本方針２ 生活習慣病の発症予防と重症化予防

（６）特定健康診査・特定保健指導（２項目６指標）

項 目	年齢 性別	策定時 (H25年度)	目 標	現状値 (H30年度)	平均 (５年間)	指標の評価
１ 特定健康診査・特定保健指導（常滑市国保加入者）の実施率の向上						
特定健康診査受診率		44.7%	増 加	49.9%	47.6%	○
特定保健指導終了率		12.4%	増 加	40.6%	18.8%	○
２ メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少						
メタボリックシンドローム該当者	男性	27.3%	減 少	28.0%	27.3%	×
	女性	12.2%	減 少	13.9%	13.1%	×
メタボリックシンドローム予備群	男性	17.4%	減 少	17.3%	17.2%	○
	女性	5.6%	減 少	6.7%	6.3%	×

６指標のうち３指標は改善、３指標は悪化となっています。特定健康診査受診率、保健指導終了の割合は増加しています。メタボリックシンドローム該当者および予備群の割合は男性は変化が見られませんが、女性は増加傾向にあります。健診の結果を生活習慣の改善にいかせるような取組が必要です。

（７）重症化予防（３項目 11 指標）

* 評価方法②(P12 参照) で判定

項 目	年齢 性別	策定時 (H25年度)	目 標	現状値 (H30年度)	平均 (５年間)	指標の評価 (達成率)
１ 要精密検査受診率の向上* 前立腺がん以外はH29年度の値、平均値４年間分						
胃がん		90.0%	100%	91.6%	78.6%	△ (16.0%)
大腸がん		80.0%	100%	85.2%	75.2%	△ (26.0%)
肺がん		69.1%	100%	94.6%	75.0%	○ (82.5%)
子宮頸がん		72.7%	100%	53.8%	46.9%	×
乳がん		82.7%	100%	94.7%	79.8%	○ (69.4%)
前立腺がん		70.0%	100%	81.3%	56.6%	△ (37.7%)
２ メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少（再掲）						
メタボリックシンドロームの該当者の割合	男性	27.3%	減 少	28.0%	27.3%	×
	女性	12.2%	減 少	13.9%	13.1%	×
メタボリックシンドローム予備群の割合	男性	17.4%	減 少	17.3%	17.2%	○
	女性	5.6%	減 少	6.7%	6.3%	×
３ 受診勧奨判定値をこえる人の減少						
HbA1c（NGSP）6.5%以上の人の割合		9.1%	減 少	8.6%	8.7%	○

11指標のうち４指標が改善、４指標が悪化となっています。がん検診や精密検査の受診の必要性を普及啓発していくとともに、要精密検査者への受診勧奨をしていく必要があります。受診勧奨判定値を超える人の割合は減少しています。医療機関へ受診が必要な人への受診勧奨や保健指導をさらに進めていくことが必要です。

基本方針３ 生涯を通じた健康づくり

（８）次世代（子ども）の健康づくり（５項目 10 指標）

* 評価方法②(P12 参照) で判定

項 目	年齢 性別	策定時 (H25年度)	目 標	現状値 (H30年度)	平均 (5年間)	指標の評価 (達成率)
1 赤ちゃん訪問の実施率の増加						
赤ちゃん訪問の実施率		81.0%	増 加	97.5%	96.7%	○
2 乳幼児健診の受診率の増加*						
3～4か月児健診		96.6%	100%	98.7%	99.1%	○ (61.8%)
1歳6か月児健診		98.9%	100%	98.9%	99.2%	△ (0%)
3歳児健診		96.0%	100%	97.8%	99.3%	△ (45.0%)
3 ゆったりとした気分でこどもと接することのできる人の増加						
1歳6か月児健診		76.7%	増 加	79.5%	80.7%	○
3歳児健診		75.6%	増 加	73.9%	76.5%	△
4 育児について相談相手のいる母親の割合の増加						
3～4か月児健診		94.4%	増 加	97.7%	97.8%	○
1歳6か月児健診		93.2%	増 加	97.3%	97.3%	○
3歳児健診		97.3%	増 加	94.6%	96.8%	×
5 予防接種の接種率の維持・向上						
麻疹風しん混合予防接種率（年長児）		97.1%	増 加	97.8%	95.3%	△

10 指標のうち改善が5指標、悪化が1指標となっています。改善が進んだ分野といえます。今後も安心して子育てができるよう関係機関と協力し相談支援体制をつくる必要があります。

3 中間評価のまとめ

分野 結果	食生活・ 栄養	運動 身体活動	休養・ こころの健康	たばこ	歯と お口の健康	特定健康診査 特定保健指導	重症化予防	次世代 (子ども) の健康づくり	指標数
○	1	2	2	4	15	3	4	5	36
△	1	1	1	1	1	0	3	4	12
×	3	2	4	3	1	3	4	1	21
－	0	2	0	0	0	0	0	0	2
計	5	7	7	8	17	6	11	10	71
達成・改善	20.0%	28.6%	28.6%	50.0%	88.2%	50.0%	36.4%	50.0%	50.7%
やや改善・ 変化なし	20.0%	14.3%	14.3%	12.5%	5.9%	0.0%	27.3%	40.0%	16.9%
悪化	60.0%	28.6%	57.1%	37.5%	5.9%	50.0%	36.4%	10.0%	29.6%
判定結果	×	△	×	○	○	△	△	○	

【判定結果：○達成・改善 △やや改善・変化なし ×悪化 －判定不能】

8分野のうち3分野が達成・改善、2分野が悪化、3分野はやや改善・変化なしでした。全体でみると改善している指標が半分以上となっていますが、悪化している2分野は「食生活・栄養」と「休養・こころの健康」の分野で、生活習慣病対策の大きな柱となっているものです。

また第2期計画の重点課題でもあった「重症化予防」の分野において変化がみられなかったため、今後の目標達成に向けて対策を進めていくことが必要です。

第4章 基本的な方向

第4章 基本的な方向

1 基本理念



「共に支え合い 健『幸』に暮らせるまち とこなめ」

安心して子どもを産み育て、生涯を通して健やかに成長し、いつまでも地域や家庭の中で生きがいを感じながら暮らせる社会の実現をしていくためには『健康寿命』の延伸とともに、その活動を地域・社会全体で支えていくことが必要です。

第2期計画では「自分で行う健康づくり」に加え「地域での健康づくり」により、人々が“幸せ”を感じながらいきいきと暮らせるまちを目指して保健事業を展開してきました。第2期計画の後期計画においても、この基本理念に基づき、様々な取組を推進していきます。

2 基本方針

基本方針1 健康に関する生活習慣の見直し

“食生活・栄養”“運動・身体活動”“休養・こころの健康”“たばこ”“歯とお口の健康”などの各分野の生活習慣の見直し、住民ひとりひとりが生活や健康状態に合わせた健康づくりができるように、継続して推進します。

また“食生活・栄養”の分野については「食育推進計画」を、“休養・こころの健康”の分野については「自殺対策計画」としてそれぞれを強化し、取組を推進していきます。

基本方針2 生活習慣病の発症予防と重症化予防

各種健（検）診により早期発見・早期治療、重症化予防ができるよう、日頃から自分自身の健康状態を知り、健康づくりに取り組めるように支援します。

本市では糖尿病の指標でもあるHbA1cが高めの人の割合が減少傾向にはありますが、引き続き、糖尿病の予防、重症化予防対策について重点的に取り組みます。

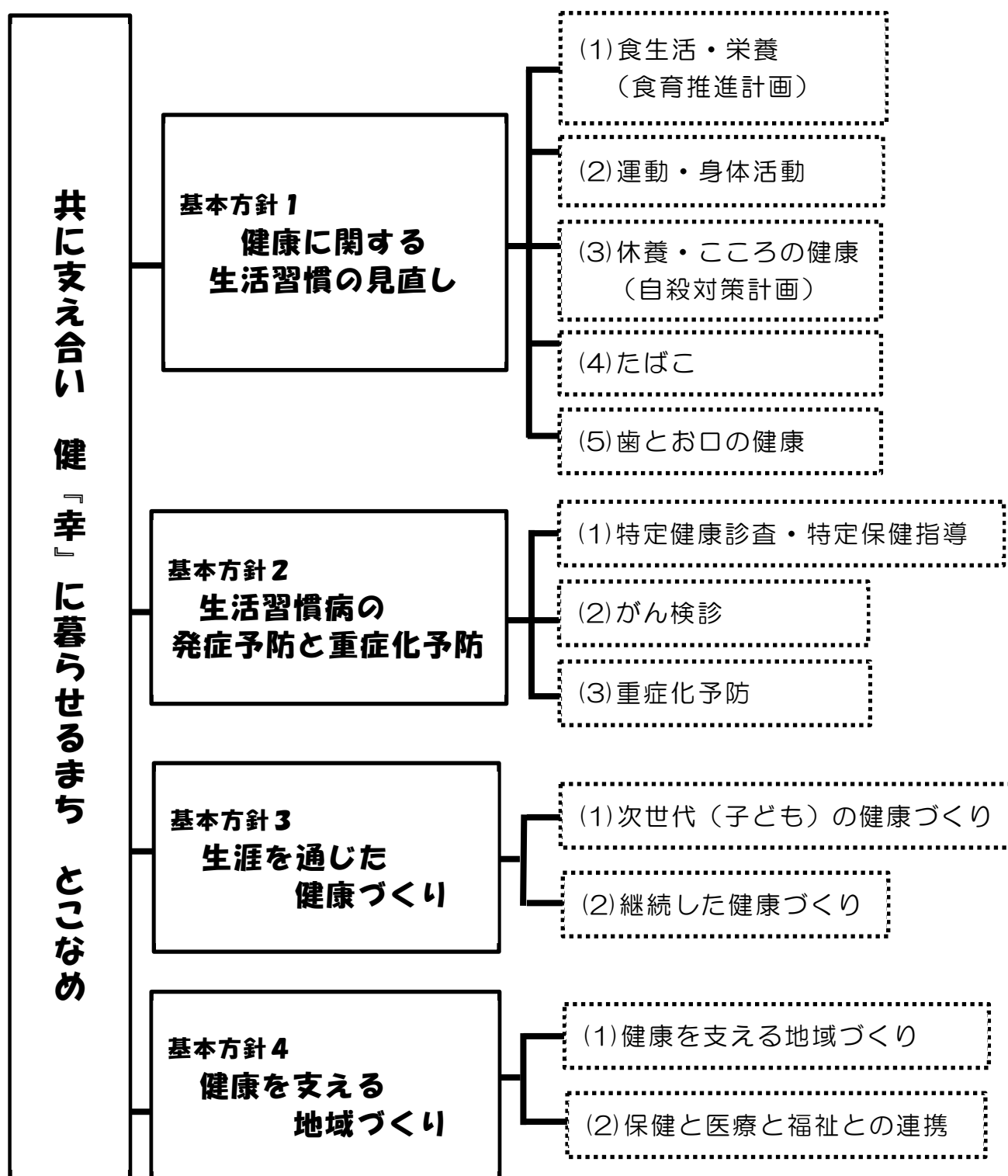
基本方針3 生涯を通じた健康づくり

子どもの頃からの健康づくりは保護者の生活が大きく影響しており、健やかな発育・発達を促すとともに、将来の生活習慣の基礎となるため大変重要です。高齢期では健康づくりや地域との交流により虚弱・要介護状態にならないようにしていくことが必要です。子どもの頃から高齢期に至るまで、切れ目なく健康づくりができるよう推進します。

基本方針4 健康を支える地域づくり

各関係機関や団体と連携し、個人を取り巻く家庭・学校・職場・地域全体での取組を推進していくとともに、仲間づくりや地域活動を通じて、人々が健康に関心をもち、地域全体で健康づくりに取り組みやすい地域づくりを推進します。

3 計画の体系図



第5章 健康づくりの取組

第5章 健康づくりの取組

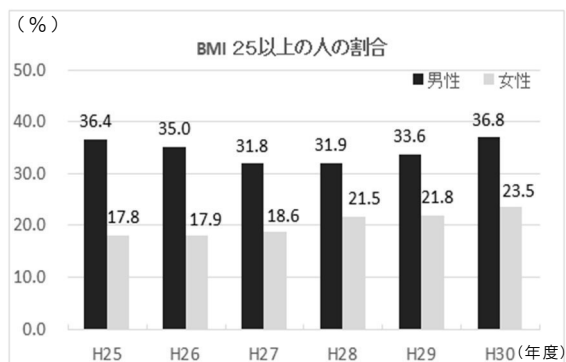
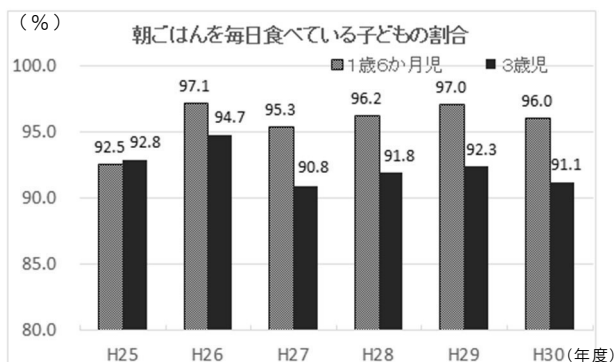
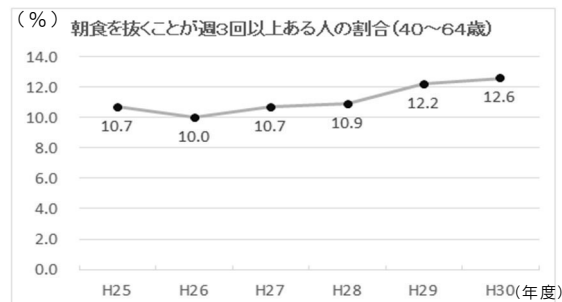
基本方針1 健康に関する生活習慣の見直し

(1) 食生活・栄養（食育推進計画）

① バランスのとれた規則正しい食生活の実践

現状

- ・3歳児になると朝ごはんを毎日食べている子どもの割合が少なくなっています。
- ・BMI25以上の肥満の人の割合は男性はあまり変化がありませんが、女性は増加しています。



課題

乳幼児期や学童期では、保護者の就労や生活スタイルの変化により食事に時間をかけられないことも考えられます。保護者や子どもの生活習慣を含めた食生活に関する正しい知識の普及啓発が必要です。また、成人期では肥満や生活習慣の見直し、高齢期ではそれ以外に低栄養などの課題も考えられます。年代期にあった食生活に関する知識の普及が必要です。

これまでの取組

- ・“早寝、早起き、朝ごはん”の大切さについて乳幼児期、幼稚園、学校等の各年代に普及、啓発
- ・食生活改善協議会と協働し、地域にあった食に関する情報の発信

取組の方向性

子どもの頃から規則正しい食生活を送れるよう、保護者の食生活等の生活習慣を通じた支援をして、子どもの健康づくりを推進します。また一人一人が自分の食生活に関心を持つことができ、適切な食事摂取や体重管理ができるよう食生活の具体的な提案をします。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 食生活に関心を持ち栄養バランスのとれた規則正しい食生活を心がけましょう。
- “早寝・早起き・朝ごはん”を習慣にしましょう。
- 毎日体重測定をしましょう。

【地域・職域の取組】

- 望ましい食生活について知る機会をもうけましょう。
- 友人や地域の人と楽しく食事をしましょう。



【行政の取組】

- ◎各世代や個人に合った生活習慣を含めた食に関して、わかりやすい情報提供や知識の普及に努めます。
- 関係機関と協力し、“早寝・早起き・朝ごはん”を推進します。
- 食生活改善協議会と協働して地域にあった食に関する情報を発信します。

<具体的な行政の取組>

事業名	事業概要	担当課
栄養に関する教室	食生活に関心を持ち、生活習慣病・低栄養予防のため食生活を見直すことを目的とした栄養士の講話や調理実習	健康推進課
乳幼児の食生活に関する教室	乳幼児の望ましい生活習慣の形成を目的とした保護者への離乳食や幼児期の食習慣を含む生活習慣についての講話等	健康推進課
栄養相談	各年代期に合わせた、食生活に関する個別相談	健康推進課

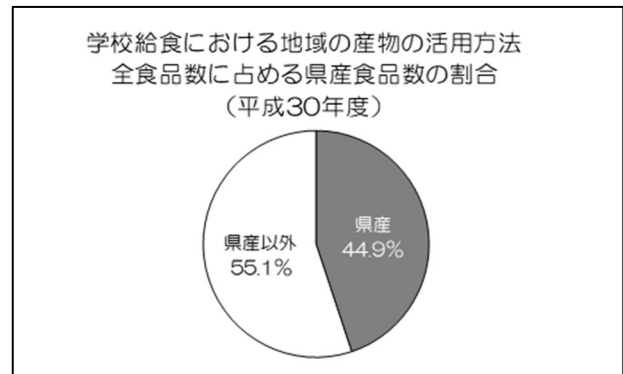
評価指標 (P54 (1)食生活・栄養 ①バランスのとれた規則正しい食生活の実践 ア、イ参照)

- ・ 朝食を食べる人の増加
- ・ 肥満の人の減少（成人期）

②地産地消の推進と環境への配慮の徹底

現状

- ・学校給食に地場産物を取り入れており、全食品数に占める県産食品数の割合は44.9%です。



資料：給食センター調べ

課題

地産地消とは、地域で生産されたものを地域で消費することで、昔からの「その地域で育まれた旬の農水産物を食べることが健康に良く、おいしい」という考え方が基本となっています。

市内ではおいしい農水産物が収穫されていますが、もっと多くの消費者に知ってもらう必要があります。地産地消を推進することは、農水産業振興だけでなく輸送時の環境負荷軽減にもつながるため、一層の取組が必要です。

●常滑市の主な農水産物

米、キャベツ、スイートコーン、イチゴ、イチジク、キウイフルーツ、鶏卵、牛乳、豚肉、うずら卵、海苔、アカモク、アサリ など



とこめちゃん



あかもっくー

取組の方向性

生産者と消費者の相互理解につながる地産地消の取組を学校給食等で推進します。

食生活における環境への影響に関する理解を深め、環境に配慮した食生活の実践に取り組めるよう啓発に努めます。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- ◎地場産物に関心を持ち、活用しましょう。
- ◎環境に配慮した食生活を実践しましょう。

【地域・職域の取組】

- ◎食品廃棄物等について、発生抑制、再生利用、減量により削減を進めましょう。

【行政の取組】

- ◎地産地消の推進につながるよう、関係機関と連携し、地場産物や地域の農水産業への理解を高めていきます。
- ◎食に関連する環境配慮について、子どもに対する学習を進めるとともに、市民に対する啓発に努めます。

＜具体的な行政の取組＞

事業（取組）名	事業（取組）概要	担当課
地産地消の推進	給食に地場産物や郷土料理を導入、地場産物や直売所等に関する情報発信	こども課 学校教育課 （学校給食共同調理場） 農業水産課
食に関する環境配慮の周知	食品ロスの削減や生ごみの減量化を始めとする環境負荷等に関する情報発信	生活環境課

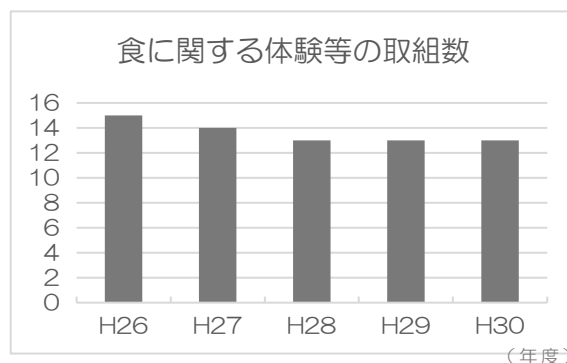
評価指標 （P54 (1)食生活・栄養 ②地産地消の推進と環境への配慮の徹底 ウ参照）

- ・ 学校給食における地域の産物の割合の増加

③食の体験活動の促進

現状・課題

- ・食料の生産や加工等の現場に直接触れる機会が少なくなっています。
- ・地域や幼保育園及び学校等では、苗の植え付け等の栽培や収穫、料理等の体験活動を実施しています。



取組の方向性

食に関する感謝の念や理解を深め、豊かな人間性を育てるため、家庭・地域・学校等において、食に関する様々な体験活動や交流の機会が増えるよう取り組みます。

取組

◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- ◎食の体験活動の場に意欲的に参加しましょう。
- ◎体験活動で得たことを活かして、家族や周囲に伝えましょう。

【地域・職域の取組】

- ◎食物の生産現場等を消費者に見学・体験してもらいましょう。
- ◎地域の食文化に理解を深め、継承しましょう。

【行政の取組】

- ◎幼保育園や学校で食に関する行事や体験学習を実施します。
- ◎食に関する知識や理解を深める体験教室を開催します。
- ◎地域の農水産業に関する体験活動を支援します。

＜具体的な行政の取組＞

事業（取組）名	事業（取組）概要	担当課
教育分野における食の体験学習	栽培や収穫、料理など食に関する体験学習	こども課 学校教育課 (学校給食共同調理場)
食に関する体験教室	食に関する行事や農水作業体験、食品加工、調理実習など体験教室の開催・支援	農業水産課 生涯学習スポーツ課

評価指標

(P54 (1)食生活・栄養 ③食の体験活動の促進 工参照)

- ・ 各種体験学習の増加

④食の安全・安心の確保

現状・課題

- ・食の安全・安心を確保するためには、食の安全に関する知識と理解を深めることが必要です。また、食の安全に関する正しい情報の発信や給食における食物アレルギーへの適切な対応が必要です。

取組の方向性

食品表示を始めとした食の安全に関する正しい知識の普及や給食における食物アレルギーへの適切な対応に取り組み、食の安全・安心の確保を図ります。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- ◎食に関する正しい情報に基づいた食生活をしましょう。

【行政の取組】

- ◎給食において食物アレルギーへの適切な対応に努めます。
- ◎食の安全に関する情報を発信していきます。

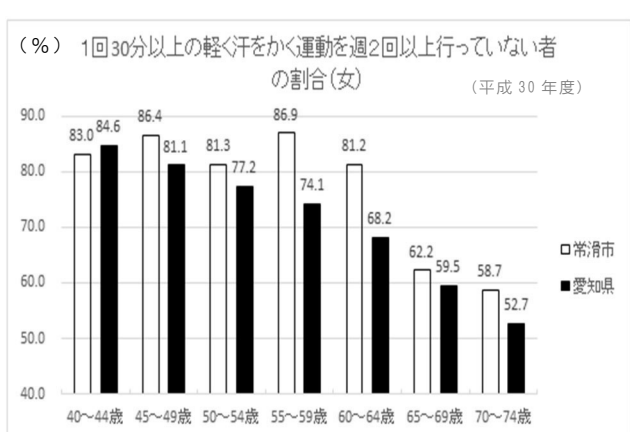
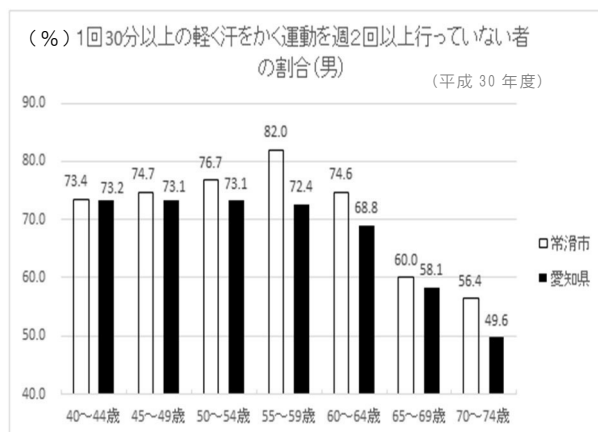
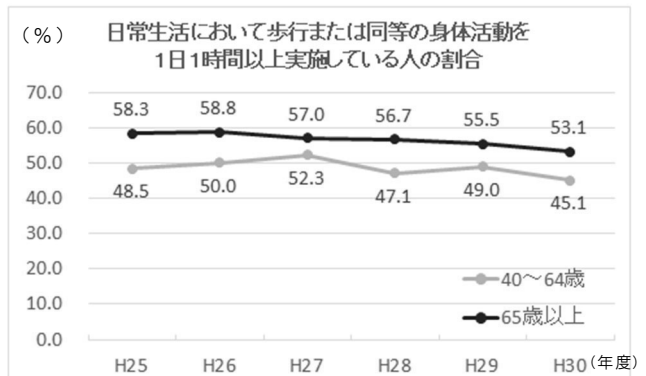
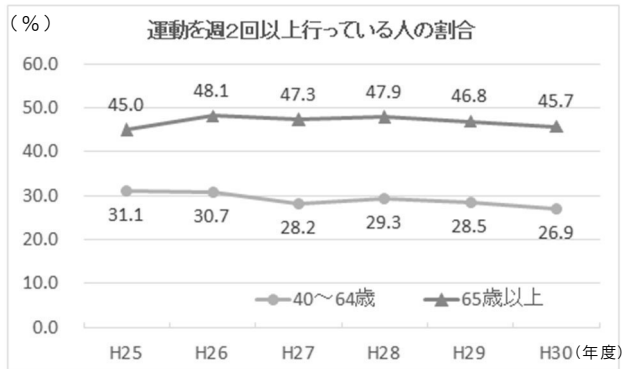
<具体的な行政の取組>

事業（取組）名	事業（取組）概要	担当課
食の安全に関する 情報発信	食品表示等の食の安全に関する情報 発信	商工観光課
食物アレルギー への対応	食物アレルギー疾患の児童生徒を把握し、給食において適切に対応（安全を最優先とし過度に複雑とまらない範囲で対応）	こども課 学校教育課 （学校給食共同調理場）

(2) 運動・身体活動

現状

- ・運動を週2回以上行っている人の割合は40～64歳が65歳以上と比べ少なく、また減少傾向になっています。
- ・日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合は、40～64歳、65歳以上どちらも減少傾向になっています。



資料：常滑市特定健康診査

課題

成人期は運動習慣のある人が少ない状況にあります。若い世代から、運動だけでなく、日常生活の中で歩数や身体活動を増やすよう啓発していくことが必要です。

高齢期ではロコモティブシンドローム等にならないよう、今後も体力・年代に合った運動や活動に関する情報提供が必要です。

これまでの取組

- ・体力や年代に合わせた運動教室を実施
- ・健康づくりリーダーや関係機関と協力し、運動についての情報発信や介護予防事業を実施

年代・ライフスタイルに合った運動・身体活動を行える場や機会を充実するとともに、日常生活の中で体を動かす工夫や運動についての情報提供及び環境整備をします。

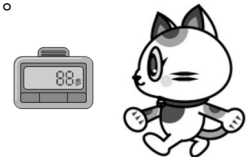
取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 子どもと一緒に体を動かす遊びを楽しみましょう。
- 体を動かす大切さを知り、生活の中で積極的・効果的に体を動かす工夫をしましょう。
- 運動習慣のある人は運動を継続しましょう。

【地域・職域の取組】

- 子ども達が安心して外遊びができるように見守りましょう。
- 体を動かすことを地域や職場で意識しましょう。
- 地域の交流の機会を充実しましょう。



【行政の取組】

- 子どもと楽しくふれあいながら一緒に体を動かし楽しめる提案をします。
- 性別、年代や体力に合った運動の情報提供や教室の開催をします。
- 自主グループ、健康づくりリーダーなど関係機関と協力した体制づくりや情報発信します。
- ◎高齢者の保健事業と介護予防事業と連携し、一体的に事業を実施します。

<具体的な行政の取組>

事業名	事業概要	担当課
各種教室・講座 イベント	健康維持・増進を目的とした、日常生活の中で取り入れられる運動についての講話と実技	健康推進課 生涯学習スポーツ課
高齢者のための 運動教室	介護予防を含めた体力づくり・運動等についての講話と実技	健康推進課 高齢介護課 保険年金課

評価指標 (P54(2) 運動・身体活動 ア、イ参照)

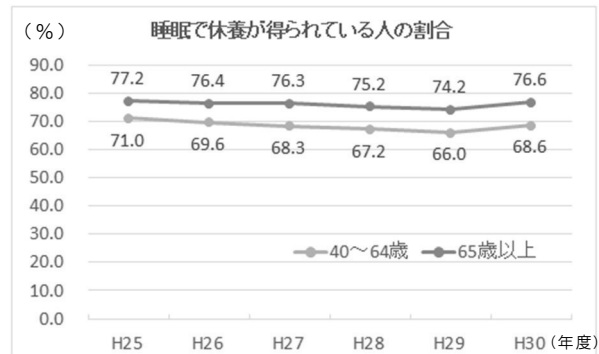
- ・ 運動習慣のある人の増加
- ・ 高齢期の運動器の健康維持

(3) 休養・こころの健康（自殺対策計画）

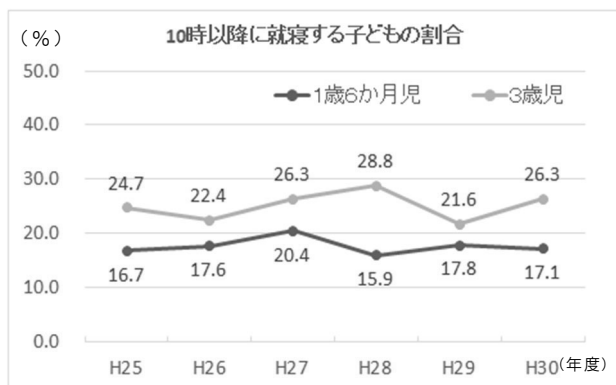
①こころの健康づくり

現状

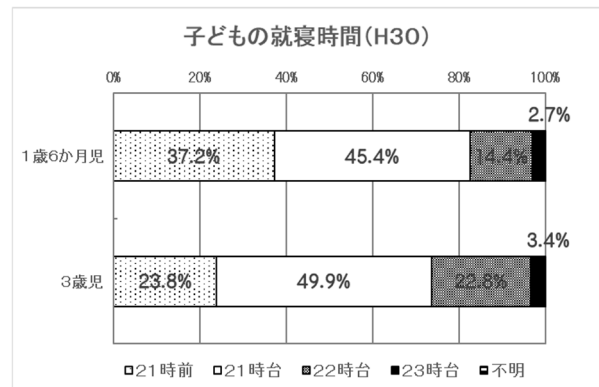
- ・睡眠で休養が得られている人の割合が減少しています。
- ・10時以降に就寝する子どもの割合は、1歳6か月児は5年間で改善は見られず、3歳児では増加しています。



資料:常滑市特定健康診査



資料:1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査問診



資料:1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査問診

課題

乳幼児期では保護者の就業スタイルの変化や家族形態の変化により、規則正しい生活リズムが作られていないことが考えられます。子どもの頃から適切な生活習慣を身につけるための知識の普及・啓発が必要です。

学童期以降ではスマートフォン等の普及により、子どもの生活リズムの変化が見られ、人との交流の減少や人間関係のトラブルの増加が考えられます。そのため、人との付き合い方やスマートフォン等の使い方などについて知識の普及・啓発が必要です。

成人期では仕事や子育てなどのストレスから、こころの健康が保たれないこともあると考えられます。十分な睡眠がストレスの軽減にもつながるため、休養・こころの健康づくりに関する知識の普及・啓発が必要です。

これまでの取組

- ・乳幼児健康診査や健康教育の機会では、規則正しい生活リズムの大切さについての情報提供
- ・こころの健康に関する相談

休養・こころの健康づくりを支援するため、情報提供や各関係機関と連携し相談支援体制を整備します。妊娠・出産から子育てを視野に入れた支援など各年代期にあったこころの健康に対する支援の充実を図ります。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 早寝・早起きをしましょう。
- 十分な睡眠や休養をとりましょう。
- ストレスと上手につきあい、楽しめる趣味をつくりましょう。
- 一人で悩まず家族や友人、相談機関へ早めに相談しましょう。

【職域・地域の取組】

- 子育てへの理解を深め地域で子どもを見守りましょう。
- 仕事と休暇のバランスを保てる環境づくりと相談体制をつくりましょう。

【行政の取組】

- ◎妊娠期から子育て期の切れ目ない相談支援体制の整備を行います。
- 子どもの早寝・早起き等の生活習慣づくりができるように関係機関と協力し推進します。
- ◎スマートフォン等が生活習慣に与える影響に関する知識の普及・啓発をします。
- 休養やこころの健康の普及啓発や気軽に相談できる体制を関係機関と協力し推進します。
- 高齢期では生きがいづくりができるよう関係機関と推進します。

＜具体的な行政の取組＞

事業名	事業概要	担当課
健康教育	小中学校での命の大切さについての講話、生活習慣についての講話等	健康推進課
こころの健康相談	心身の健康に関する個別相談	健康推進課

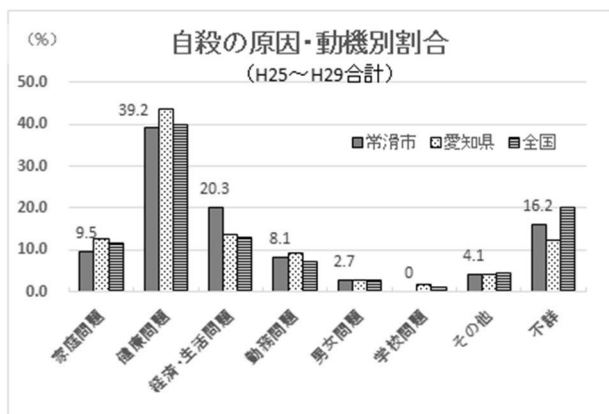
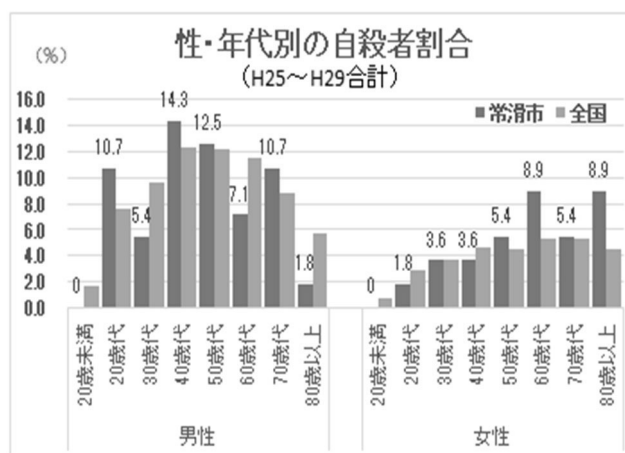
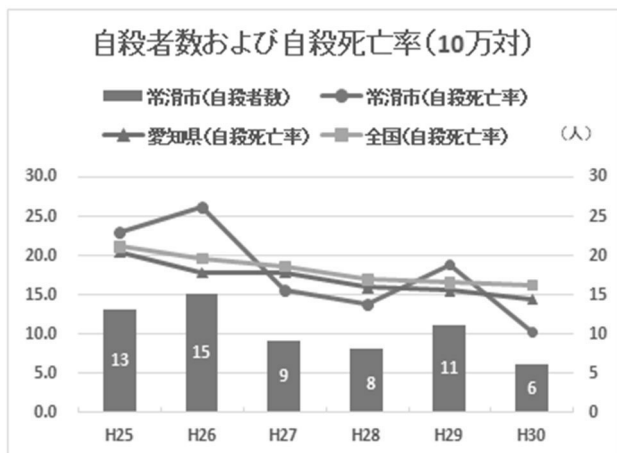
評価指標 (P54 (3)休養・こころの健康 ①こころの健康づくり ア、イ、ウ参照)

- ・ 睡眠による休養を十分にとれている人の増加
- ・ ゆったりとした気分で子どもと接することができる人の増加
- ・ 趣味の会へ参加する人の増加

②自殺対策

現状

- ・自殺者数・自殺死亡率ともに、年により増減が見られますが、愛知県・全国と同様に減少傾向にあります。



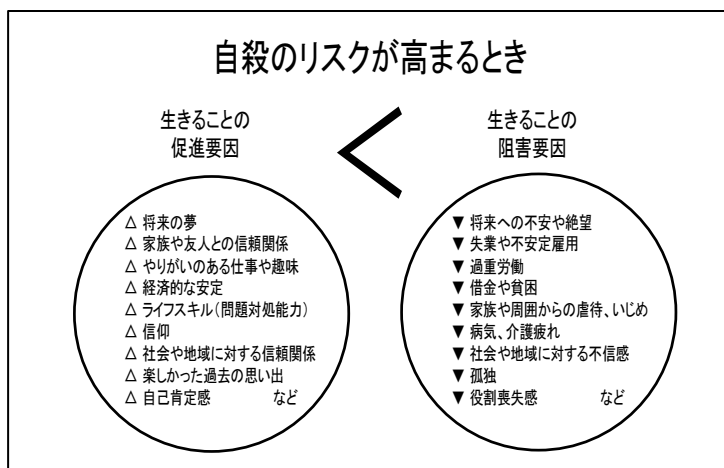
資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

- ・自殺者割合(H25～H29合計)は、全国と比較すると、男性は20歳代・40歳代・70歳代が高くなっています。女性は50歳代以降が高くなっています。
- ・自殺の原因・動機別割合(H25～H29合計)は「健康問題」が最も高く、ついで「経済・生活問題」が高くなっています。

課題

高齢女性、働き盛りの男性、失業者の自殺者割合が高くなっています。

そのため、「高齢者」「勤務・経営」「生活困窮者」の自殺対策を重点的に取り組む必要があります。



出典：NPO 法人自殺対策支援センター
ライフリンク

取組の方向性

自殺の多くは、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立など多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。

「誰も自殺に追い込まれることのない地域」を実現するためには、包括的な支援が必要です。精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点ももって取り組んでいく必要があり、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策と連携して自殺対策を推進します。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- ◎困りごとは身近な人に相談しましょう。
- ◎悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞きましょう。

【職域・地域の取組】

- ◎相談窓口の周知をしましょう。
- ◎見守りが必要な人が身近にいる場合は地域で見守りましょう。

【行政の取組】（関連施策は参考資料 P57～P60 に掲載）

- ◎自殺への理解が地域全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を行います。
- ◎自殺リスクを低下させるため、生きることの阻害要因を減らし、促進要因を増やす取組を推進します。
- ◎自殺リスクの高い人の早期発見・早期対応のため、研修活動等を通じた人材育成をします。
- ◎社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育（児童生徒の SOS の出し方に関する教育）を推進します。
- ◎関係機関、民間団体、企業、地域、住民と連携・協働し総合的に推進します。
- ◎庁内外の様々な分野の取組の連携を推進し、地域におけるネットワークを強化します。

＜具体的な行政の取組＞

事業（取組）名	事業（取組）概要	担当課
住民への啓発と周知	パンフレット配布やポスター掲示、講演会等の普及啓発	福祉課 （社会福祉協議会）
生きることの促進要因への支援	電話、面談等での個別相談	福祉課 （社会福祉協議会）
自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー [*] 研修	福祉課 （社会福祉協議会）
児童生徒の SOS の出し方に関する教育	パンフレット配布やポスター掲示、講演会等の普及啓発	福祉課 （社会福祉協議会）

用語解説：＊ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人

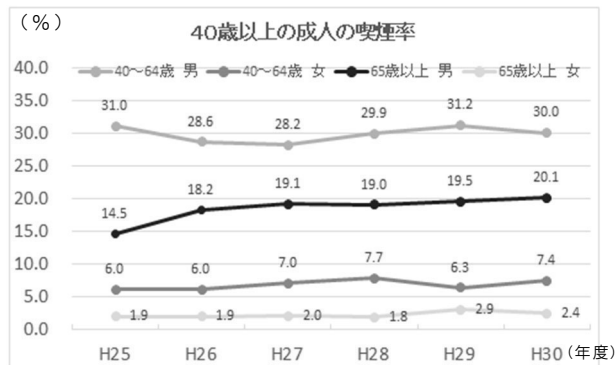
評価指標 （P55 (3)休養・こころの健康 ②自殺対策 エ、オ参照）

- ・ 自殺死亡率（及び自殺者数）の減少
- ・ 自殺対策を支える人材育成

(4) たばこ

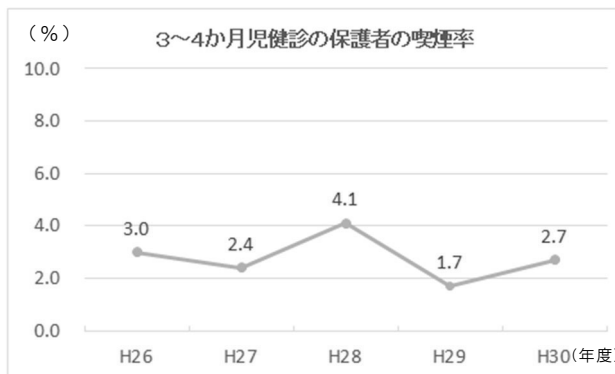
現状

- ・成人の喫煙率が40～64歳の男性以外は、増加しています。

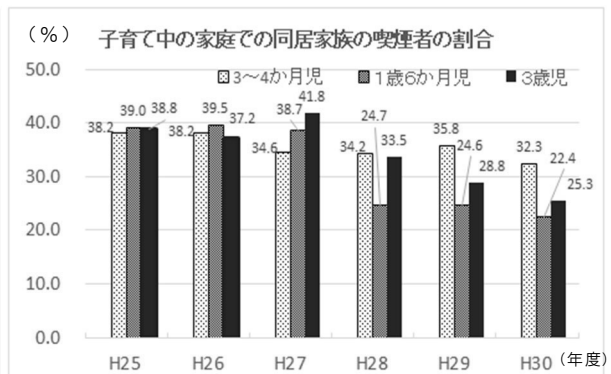


資料:常滑市特定健康診査

- ・子育て中の家庭での同居家族の喫煙者の割合は減少しています。



資料:3～4か月児健康診査



資料:乳幼児健康診査

課題

喫煙はがんや糖尿病、歯周病等多くの疾患の危険因子となっています。受動喫煙においても敷地内禁煙や屋内禁煙の対策など国の法整備が進められており、体制整備が必要です。

各年代に合わせて、乳幼児健診等で喫煙や受動喫煙に関する正しい知識の普及・啓発が必要です。

これまでの取組

- ・世界禁煙デーに合わせた敷地内禁煙等の禁煙キャンペーンの実施
- ・広報による普及啓発
- ・母子健康手帳交付や乳幼児健康診査時に、受動喫煙による子どもへの影響についての保健指導

喫煙が健康に与える影響について、法改正により、国レベルで行われている取組に合わせた、受動喫煙について正しい知識と情報の提供を行うとともに禁煙する意思のある人への支援のための情報提供を行います。

妊産婦や親世代へは母子保健事業を通して子どもの健康への影響を伝え、子ども達が喫煙の影響を受けることのない環境づくりができるように努めます。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 喫煙ルールを守り受動喫煙防止をしましょう。
(特に未成年者や妊婦の前では吸わないなど)
- 禁煙したいと思う人は医療機関や相談機関へ相談しましょう。



【職域・地域の取組】

- 職場や地域で受動喫煙防止対策をしましょう。
- 公共の場等での喫煙ルールを守る環境づくりをしましょう。

【行政の取組】

- ◎妊娠期や乳幼児期など誤飲や受動喫煙など子どもにたばこの害がない環境づくりを支援します。
- 各年代期に合わせて、受動喫煙や喫煙が健康に及ぼす影響についての知識の普及啓発をします。
- 受動喫煙防止対策の推進及び普及啓発をします。
- ◎健康増進法の改正内容について周知をします。

<具体的な行政の取組>

事業名	事業概要	担当課
普及啓発	広報による喫煙についての知識の普及啓発、関係機関への情報提供や連携	健康推進課
保健指導	母子健康手帳交付時や特定保健指導等での喫煙に関する個別指導	健康推進課
健康教育	乳幼児健康診査や学校等での喫煙に関する健康教育	健康推進課

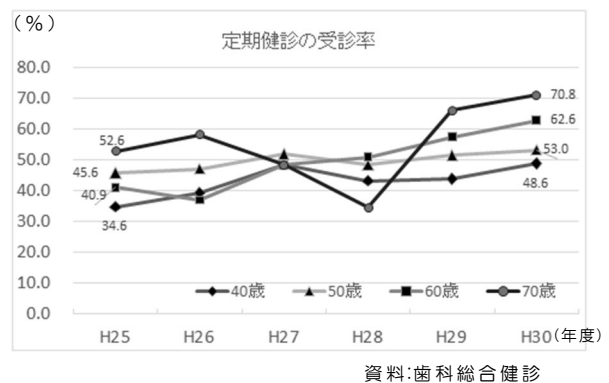
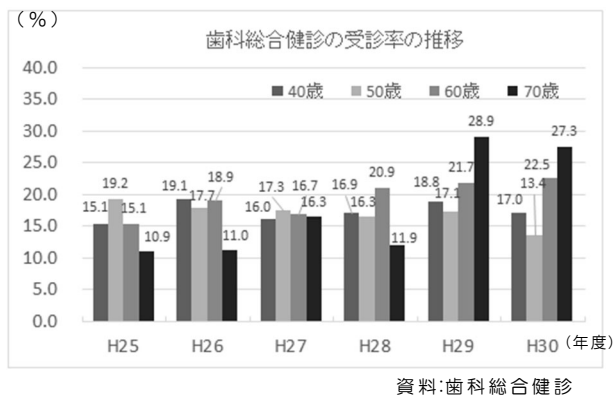
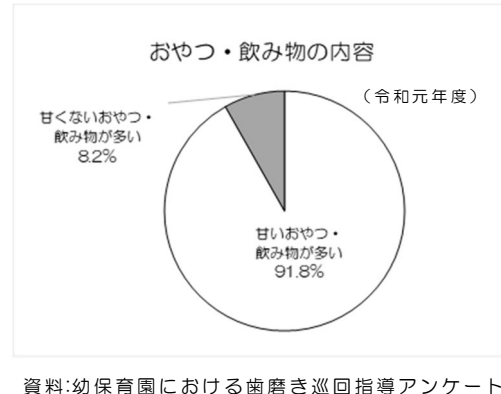
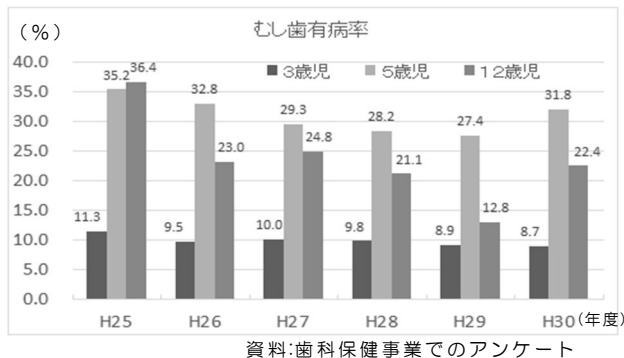
評価指標 (P55 (4)たばこ ア、イ、ウ参照)

- ・ 妊娠中から子育て中の喫煙をなくす
- ・ 子どもの受動喫煙の機会の減少
- ・ 成人の喫煙率の減少

(5) 歯とお口の健康

現状

- ・むし歯の有病率はどの年代においても減少しています。
- ・歯科総合健診の受診率は50歳以外は増加しています。



課題

歯やお口の健康はおいしく食べる、楽しく話すなど、こころ豊かで質の高い生活を送るためには重要で、生涯にわたりむし歯と歯周病の予防が必要です。また歯周病は生活習慣病との関わりが深く予防が大切であり、定期健診が欠かせません。若い年代からの予防意識の向上と健診の習慣化が課題となっています。

子どものむし歯数は減少傾向にありますが、食生活や生活スタイルの変化に伴いおやつの内容等に問題がある児がいるのも現状です。

今後も妊娠期、乳幼児期から歯の健康についての情報提供等が必要です。

これまでの取組

- ・歯みがきやおやつなど生活習慣の重要性についての普及啓発
- ・糖尿病等の生活習慣病と歯周病の関係性についての普及啓発
- ・フッ化物塗布及びフッ化物洗口の実施



取組の方向性

生涯、自分の歯やお口の健康を大切にできるよう、自己管理の意識を高め、各年代に応じた歯科・口腔疾患の予防対策を推進します。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 歯やお口の健康に関心を持ちましょう。
- 正しい歯みがき習慣をつけ、歯間清掃用具の使い方を身につけましょう。
- 定期的に歯科健診・予防処置を受けましょう。

【職域・地域の取組】

- 幼稚園・保育園・学校などで、食後の歯みがきをしましょう。
- かかりつけ歯科医をもち、定期的に歯科健診を受けるようにしましょう。
- 職場で食後の歯みがき習慣を身につけましょう。

【行政・歯科医師会の取組】

- 歯みがきやおやつなど、生活習慣の重要性について正しい知識を普及します。
- ◎子どもの成長発達に応じた歯とお口の健全な口腔機能育成に取り組みます。
- 歯科健診を受けやすい環境づくりに努めます。
- 糖尿病等の生活習慣病と歯周病の関連性について普及に努めます。
- ◎関係機関と連携し、高齢者の低栄養・口腔機能低下予防(フレイル*予防)に取り組みます。
- ◎8020達成を目指すための歯の喪失防止や歯周病予防の正しい知識の普及に努めます。

<具体的な行政の取組>

事業名	事業概要	担当課
歯科健診・相談	各年代の歯科健診、相談の実施	健康推進課
8020表彰事業	8020達成者への表彰	健康推進課

用語解説：*フレイル：高齢者が健康な状態から要介護状態へ悪化していく過程で、要介護状態となる前の状態

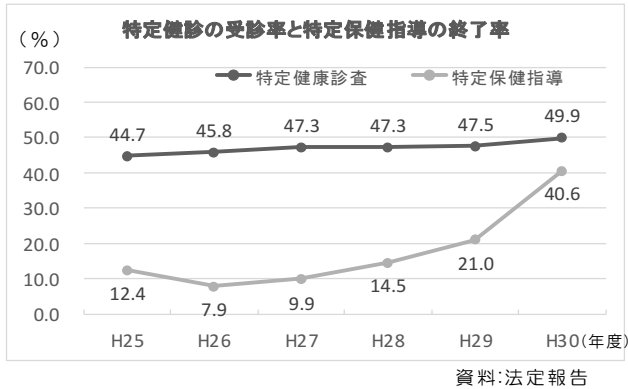
評価指標 (P55 (5)歯とお口の健康 ア、イ、ウ、エ参照)

- ・ 歯みがきの習慣の確立
- ・ むし歯有病率の減少
- ・ 歯科健診を受ける人の増加
- ・ 8020 表彰者の増加

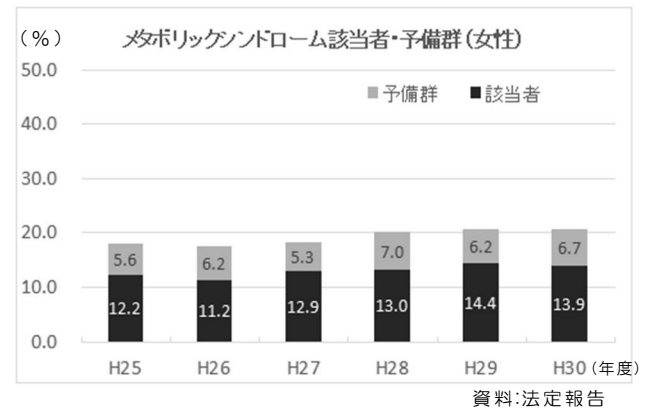
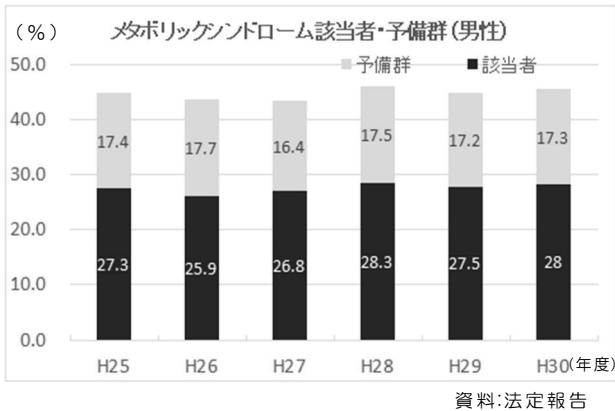
基本方針 2 生活習慣病の発症予防と重症化予防

(1) 特定健康診査・特定保健指導

現状



- ・ 特定健康診査の受診率、特定保健指導の終了率は向上しています。
- ・ メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合は男性は変化がみられませんが女性は増加傾向にあります。



課題

生活習慣病は、正しい生活習慣を送るとともに定期健診により早期発見につとめ、必要時生活習慣の改善をすることや必要な治療を受けることが重要です。健診の重要性についての普及・啓発を行うとともに受けやすい健診体制の整備が必要です。

これまでの取組

- ・ 特定健康診査・特定保健指導についての普及啓発
- ・ 健診未受診者への受診勧奨

自分の健康状態を知るため、定期的な健診の重要性の普及・啓発を図ります。未受診者への受診勧奨をするとともに、健診を受けやすい体制づくりの整備をします。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 1年に1度は自分の健康状態を知るために健診を受けましょう。
- 健診の結果を参考に自分の生活習慣を見直しましょう。
- 自分の体のことを相談できるかかりつけ医をもちましょう。

【職域・地域の取組】

- 職場では年に1度は健診を受ける体制づくりをしましょう。
- 必要な時に相談できるように相談機関等を周知しましょう。

【行政の取組】

- 保険年金課と健康推進課が連携し、特定健康診査・特定保健指導の必要性等を周知するとともに、未受診者への受診勧奨をします。
- 受けやすい特定健康診査・特定保健指導の体制づくりに努めます。
- 生活習慣病について普及・啓発し生活習慣病予防対策を進めます。
- ◎自ら生活習慣の改善に取り組めるよう、健診結果等わかりやすい情報提供に努めます。

評価指標 (P56 (1) 特定健康診査・特定保健指導 ア、イ参照)

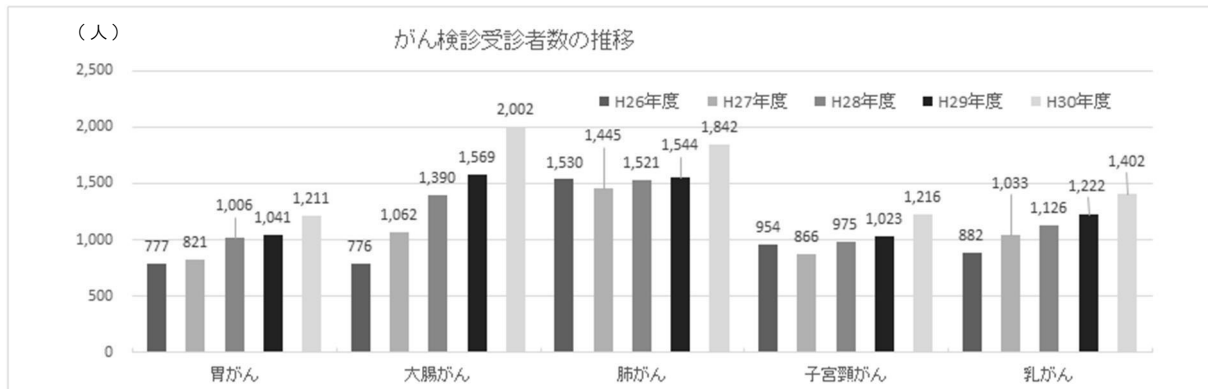
- ・ 特定健康診査・特定保健指導(常滑市国保加入者)の実施率の向上
- ・ メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少



(2) がん検診

現状

- ・がん検診の受診者数は、年々増加しています。



資料:常滑の保健

疾病別標準化死亡比（ベイズ推定値） 平成 24～28 年

<男性>

	胃がん	大腸がん	肺がん
常滑市	102.8	97.4	118.7
愛知県	102.4	100.3	103.6

<女性>

	胃がん	大腸がん	肺がん	子宮頸がん	乳がん
常滑市	100.5	106.1	100.8	101.0	93.3
愛知県	106.4	106.7	102.7	101.2	99.2

資料:愛知県衛生研究所企画情報部

課題

がんは死因の第1位となっています。がん予防には食生活や喫煙などの生活習慣の改善とがん検診を受診し早期発見することが大切です。

疾病別標準化死亡比は、大腸がん・肺がんが高い傾向にあります。

がん検診の必要性の普及啓発、受診率向上のための受診しやすい体制整備が必要です。さらに医療機関と連携し、精密検査等の受診勧奨や受診状況の把握等の精度管理が重要です。

これまでの取組

- ・がんの予防についての情報提供やがん検診の必要性についての普及啓発
- ・精密検査未受診者への受診勧奨

がんの発症予防についてやがん検診についての周知や情報提供を
するとともに、受けやすいがん検診の体制整備に努めます。
また精密検査が必要な人へ医療機関への受診勧奨に努めます。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 定期的ながん検診を受診しましょう。
- 自覚症状がある時や要精密検査になった時には医療機関を必ず受診しましょう。

【職域・地域の取組】

- 職場では年に1回はがん検診を受ける体制づくりをしましょう。
- がん検診の機会のない職場では市のがん検診を周知しましょう。

【行政の取組】

- がん検診の必要性の普及啓発をします。
- 受けやすいがん検診の体制の整備に努めます。
- 要精密検査者の受診勧奨に努めます。
- がん検診について職域と連携し周知します。

<具体的な行政の取組>

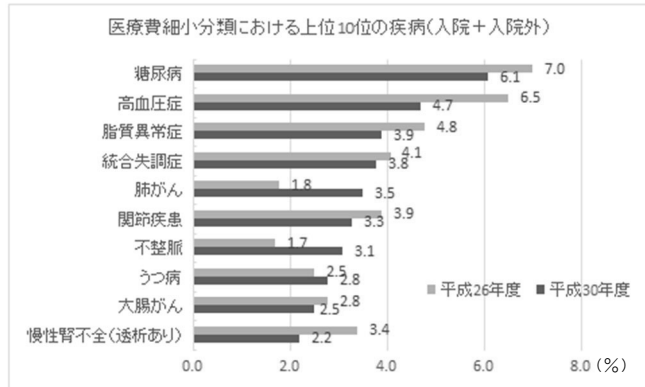
事業名	事業概要	担当課
各種がん検診	胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がん、乳がん等検診の実施	健康推進課
要精密検査者への受診勧奨	要精密検査者の未受診者への受診勧奨	健康推進課

評価指標 (P56 (2)がん検診 ア、イ参照)

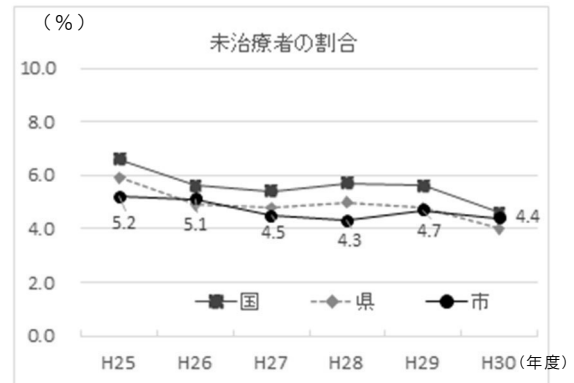
- ・ がん検診の受診者の増加
- ・ 要精密検査受診率の向上

(3) 重症化予防

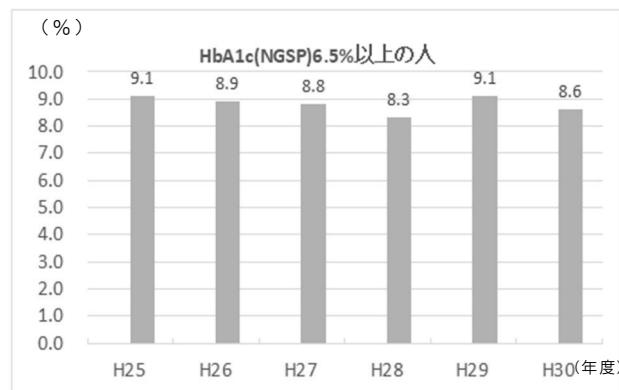
現状



資料:国保データベース (KDB)



資料:KDB 帳票 地域の全体像の把握



資料:常滑市特定健康診査

- ・医療費では糖尿病、高血圧症、脂質異常症の順に高くなっています。
- ・未治療者の割合は減少傾向にありましたが30年度は県より高くなっています。
- ・HbA1c6.5%以上的人是減少傾向にありましたが29年度に増加しました。

課題

糖尿病は未治療や治療中断により合併症のリスクが増大し、生活の質の低下を招くことから適切な治療や生活管理が必要であり、さらに歯周病と密接に関連しています。糖尿病等の生活習慣病の発症予防と重症化予防のための取組が必要です。

定期的に健診を受診し、健康状態を知り、生活習慣の改善等の必要性や重症化予防の重要性について普及・啓発が必要です。

未受診者、未治療者への受診勧奨や医療機関等関係機関との連携により適切な支援が受けられる、重症化予防の体制づくりが必要です。

これまでの取組

- ・糖尿病性腎症の重症化のリスクの高い人への保健指導の実施
- ・特定健康診査の結果が受診勧奨値を超えている未治療者への受診勧奨

生活習慣病の重症化予防のため受診が必要な人を早期受診・保健指導につなげ、生活習慣の見直しや適切な治療が受けられるように努めます。

また健診の重要性の啓発を行い、健診を受けたことがない人が受診するような情報提供をします。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 健診を受け自分の体の状態を知りましょう。
- 生活習慣の改善と必要な場合は受診をすることで重症化を防ぎましょう。
- 治療の必要な場合は自己判断で中断することなく継続して治療を受けましょう。

【職域・地域の取組】

- 職場で年に1回は健診を受けられる体制をつくりましょう。
- 健診後の相談を受けられる体制をつくりましょう。

【行政の取組】

- ◎未治療者への受診勧奨に努めます。
- 重症化予防のために生活習慣改善や治療継続の重要性を周知・啓発します。
- ◎医療機関と連携し、糖尿病が重症化するリスクの高い者に対し、適切な受診勧奨や保健指導を行います。
- 医療機関・保健部門と連携し要受診者や未治療者が適切な支援が受けられる体制づくりを整備します。

<具体的な行政の取組>

事業名	事業概要	担当課
糖尿病対策ネットワーク会議	関係機関と糖尿病対策についての体制整備を行う	健康推進課
糖尿病性腎症重症化予防プログラム	糖尿病性腎症の重症化予防のための教室、専門職による保健指導の実施、強力受診勧奨	健康推進課
未治療者への受診勧奨	受診勧奨判定値を超える人への受診勧奨	健康推進課

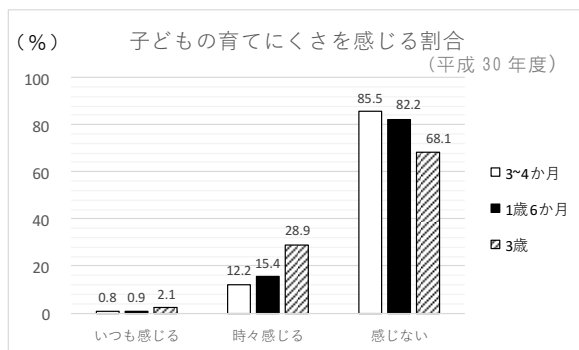
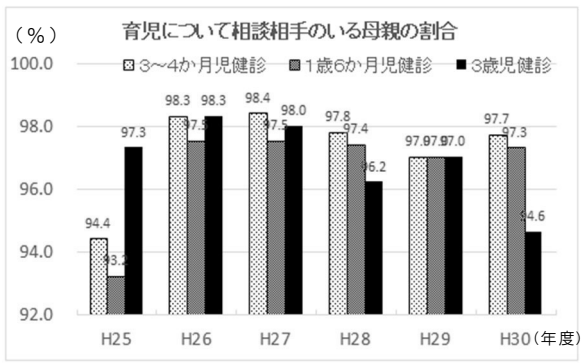
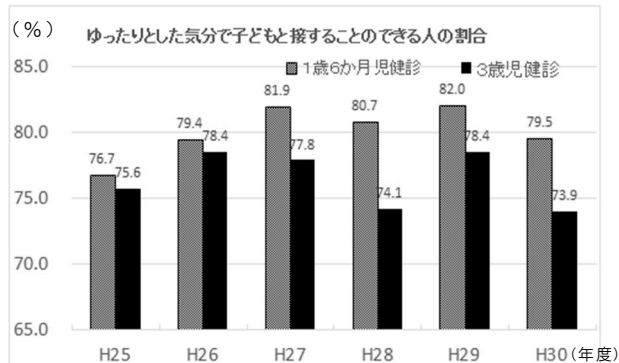
評価指標 (P56 (3)重症化予防 ア、イ参照)

- ・ メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少
- ・ 受診勧奨判定値を超える人の減少

基本方針3 生涯を通じた健康づくり

(1) 次世代（子ども）の健康づくり

現状



資料:乳幼児健康診査

- ・ ゆったりとした気分で子どもと接することができる人の割合は、3歳児健診の結果では減少しています。
- ・ 子どもの育てにくさを感じる割合は子どもの年齢があがるにつれ増加しています。

課題

生涯を通じ健やかでこころ豊かに生活するためには、妊娠中や子どもの頃からの健康づくりが必要です。乳幼児期の生活習慣はその後の生活の基本となることから、関係機関が連携し、健康的な生活習慣が送られるようにしていくことが重要です。

核家族の増加等で身近に相談する人や支援を受けられない人は増加しています。安心して子育てができるよう、子どもの発育・発達段階に応じた子育て情報や支援、すべての子ども達の発育・発達状況の確認、疾病等の早期発見のための健診や相談体制の充実とともに、地域全体で支えられる体制づくりが必要です。

これまでの取組

- ・ 妊娠期から乳幼児期までの健診や相談を通じて健康に関する情報提供
- ・ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制の整備

子どもが健やかに生まれ育つためには、妊娠・出産・育児期と切れ目のない継続的な母子への支援が大切です。子どもの成長発達を見守るとともに、発達段階に応じた情報の提供や支援、各関係機関と連携した相談・支援体制の整備に努めます。

“育てにくさ”を感じる親に寄り添う支援、児童虐待防止対策の充実に努めます。

取組 ◎は変更・追加したもの

【個人・家庭の取組】

- 妊娠や出産、子育てに関する正しい知識を持ちましょう。
- 妊娠中や子どもの定期健診を受けましょう。
- 子育てについて一人で悩まず、周りの人や機関に相談しましょう。
- 子どもの頃からの基本的な生活習慣を大切にしましょう。

【職域・地域の取組】

- 地域で子育て世代や子どもを見守りましょう。

【行政の取組】

- ◎妊娠・出産・子育てつながる支援事業において、産後ケア事業、マタニティ相談等切れ目のない支援体制の強化をします。
- 養育支援や育てにくさを感じる親への早期支援の体制整備に努めます。
- 乳幼児健診等で、家族の健康管理にも関心が持てるよう取組を推進します。
- 乳幼児健診等の体制整備とともに、健診後のフォロー体制の充実・強化をこども課や子育て支援センターと連携して行います。
- 子どもの発達・成長・子育てに関する情報提供をします。
- 予防接種についての正しい知識の普及をするとともに、幼・保育園、学校等と連携し必要な情報提供と予防接種が適切に受けられる環境づくりに努めます。

評価指標 (P56(1)次世代(子ども)の健康づくり ア、イ、ウ、エ、オ参照)

- ・ 赤ちゃん訪問の実施率の増加
- ・ 乳幼児健診の受診率の増加
- ・ ゆったりとした気分で子どもと接することのできる人の増加
- ・ 育児について相談相手のいる母親の割合の増加
- ・ 予防接種の接種率の維持・向上

(2) 継続した健康づくり

生涯にわたりいきいきした生活を送るためには乳幼児期から学童、成人期、高齢期へと切れ目のない継続した健康づくりが必要です。

乳幼児期や学童期では基本的な生活習慣の形成、成人期では健康的な生活習慣の確立や主体的な健康づくり、高齢期では生活の質の向上や生きがいづくり、そして認知症やフレイルの予防等の介護予防が重要です。

取組の方向性

各関係機関等との連携・協力により、各世代に合わせた健康づくりを推進していきます。



基本方針4 健康を支える地域づくり

(1) 健康を支える地域づくり

健康は個人の努力だけではなく、社会経済環境の影響を受けることから、社会全体が互いに支え合いながら健康を守る環境を整備することが必要です。また災害等様々な健康への影響が懸念される場合の、健康危機管理対策の整備が必要です。地域活動に参加することで身体活動の増加や人との交流によりこころの健康が保たれるなど健康づくりにつながります。

各年代期を越えた地域との交流を深め健康を守り支える地域づくりが必要です。

取組の方向性

ひとりひとりが主体的に社会参加するとともに、支え合い、地域とのつながりや交流を行えるように、健康づくりの団体や関係機関と協働し健康な地域づくりを推進します。

(2) 保健と医療と福祉との連携

生涯を通じた生活習慣病予防対策を行うためには医療や介護等様々な関係機関との連携により一体的に取組をしていくことが必要です。健康づくりと医療と福祉の垣根を越えた連携によるサービスを行う体制づくりの強化が求められています。市内医療機関を含めた医療連携の更なる強化が重要です。

取組の方向性

各年代期に対し一方的な取組だけでなく多方面から効率的に取り組めるように連携体制の整備に努めます。保健・医療・福祉で連携し、各年代期における健康づくりや適切な支援が受けられる体制づくりを整備します。

<具体的な行政の取組>

事業（取組）名	事業（取組）概要	担当課
妊娠・出産・子育てつながる支援事業	妊娠・出産・子育て期の悩みや不安について安心して子育てができる体制づくりの整備	健康推進課 こども課
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	KDB システムを活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握をし、関係機関と連携、地域資源の把握・分析の実施 高齢者に対する個別支援と通いの場への積極的な関与を行い、フレイル予防等を実施	保険年金課 高齢介護課 健康推進課

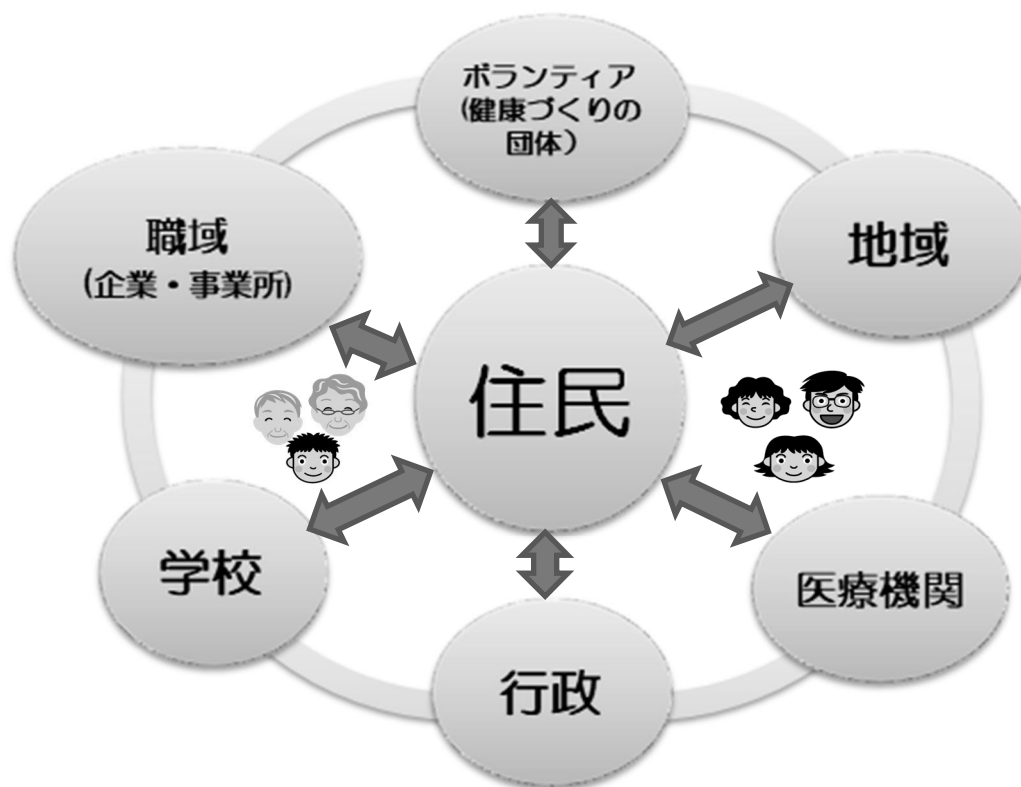
第6章 計画の推進

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画は基本理念の実現に向けて、住民や地域、学校、職域、健康づくりの団体、行政等がそれぞれの力を発揮し、連携・協力していきます。計画の見直しや評価の結果はこの計画の策定委員会である「常滑市保健福祉対策調整委員会」に報告していきます。

また職域・団体・行政等が協力して健康づくりの環境整備をしていくために「第2期健康日本21とこなめ計画」の策定に関係した作業部会委員を中心としたメンバーによる推進連絡会議を開催し、計画を推進していきます。



2 進行管理

計画の推進にあたっては「第2期健康日本21とこなめ計画」推進連絡会を開催し計画の進行状況を確認・評価していきます。今回、新たに追加した「食育推進計画」では常滑市食育推進計画庁内推進委員会、「自殺対策計画」については策定に関係したワーキンググループを中心としたメンバーによる推進会議で進捗状況を確認・評価していきます。また社会情勢・健康課題の変化等において計画の見直しが必要な場合は目標や取組の見直しを行っていきます。

參考資料

1 評価指標一覧

計画を推進、進行管理をしていくために評価指標を設定しています。

基本方針1 健康に関する生活習慣の見直し

	項目	策定値 (H25)	現状値 (H30)	目標
(1) 食生活・栄養	①バランスのとれた規則正しい食生活の実践			
	ア 朝食を食べる人の増加			
	朝食を抜くことが週に3回以上ある人(40～64 歳)	10.7%	12.6%	減少
	朝ごはんを毎日食べている子ども(1 歳6 か月児)	92.5%	96.0%	増加
	(3 歳児)	92.8%	91.1%	増加
	一日3食食べている人【新規】(75 歳以上)	未把握	未把握	増加
	イ 肥満の人の減少(成人期)			
	BMI25 以上の人の割合(40～64 歳) 男性	36.4%	36.8%	減少
	女性	17.8%	23.5%	減少
	②地産地消の推進と環境への配慮の徹底			
	ウ 学校給食における地域の産物の割合の増加【新規】			
	全食品数に占める県産食品数の割合【新規】	—	44.9%	増加
	年間に使用した県産食品の種類【新規】	—	54 種類	増加
(2) 運動・身体活動	③食の体験活動の促進			
	エ 各種体験学習の増加【新規】			
	食に関する体験等の取組数【新規】	—	13	増加
	ア 運動習慣のある人の増加			
	運動を週2回以上行っている人 (40～64 歳)	31.3%	26.9%	増加
	(65 歳以上)	45.0%	45.7%	増加
	日常生活において歩行または同等の身体(40～64 歳)	48.5%	45.1%	増加
(3) 休養・こころの健康	活動を1日1時間以上実施している人(65 歳以上)	58.3%	53.1%	増加
	イ 高齢期の運動器の健康維持 現状値は H28 年度			
	スポーツの会等へ参加する人	14.7%	21.9%	増加
	ウォーキング等の運動を週に1回以上している人【新規】(75 歳以上)	未把握	未把握	増加
	①こころの健康づくり			
	ア 睡眠による休養を十分にとれている人の増加			
	睡眠で休養が十分とれている人 (40～64 歳)	71.0%	68.6%	増加
	(65 歳以上)	77.2%	76.6%	増加
	10 時以降に就寝する子どもの割合(1 歳6 か月児)	16.7%	17.1%	減少
	(3 歳児)	24.7%	26.3%	減少
	イ ゆったりとした気分で子どもと接することができる人の増加			
	ゆったりとした気分で子どもと (1 歳6 か月児)	76.7%	79.5%	増加
	接することのできる人の割合 (3 歳児)	75.6%	73.9%	増加
	ウ 趣味の会へ参加する人の増加(現状値は H28 年度)			
	趣味の会への参加者の割合 (65 歳以上)	17.3%	31.6%	増加

	項目	策定値 (H25)	現状値 (H30)	目標
(3) 休養・こころの健康	②自殺対策			
	エ 自殺死亡率（及び自殺者数）の減少【新規】			
	自殺死亡率（自殺者数）【新規】	—	10.18(6人)	減少
	オ 自殺対策を支える人材育成【新規】			
	ゲートキーパー研修受講者数【新規】	—	15人	増加
(4) たばこ	ア 妊娠中から子育て中の喫煙をなくす			
	3～4か月児健診の保護者の喫煙率	3.0%	2.7%	0%
	イ 子どもの受動喫煙の機会の減少			
	子育て中の家庭での 同居家族の喫煙者の 割合の減少	(3～4か月児) (1歳6か月児) (3歳児) 38.2% 39.0% 38.8%	32.3% 22.4% 25.3%	減少 減少 減少
	ウ 成人の喫煙率の減少			
	成人の喫煙率	(40～64歳) 男性 (40～64歳) 女性 (65歳以上) 男性 (65歳以上) 女性	31.0% 6.0% 14.5% 1.9%	30.0% 7.4% 20.1% 2.4%
				減少 減少 減少 減少
	ア 歯みがきの習慣の確立			
	保護者の仕上げみがきがされていない幼児の割合	6.2%	3.0%	減少
	歯間清掃用具の使用割合	40歳 50歳 60歳 70歳	29.0% 16.5% 38.0% 43.4%	64.6% 71.0% 64.1% 62.1%
(5) 歯とお口の健康				増加 増加 増加 増加
	イ むし歯有病率の減少			
	3歳児 5歳児（年長児） 12歳児（中1）	11.3% 35.2% 36.4%	8.7% 31.8% 22.4%	減少 減少 減少
	ウ 歯科健診を受ける人の増加			
	歯科総合健診・歯科健診の受診率	40歳 50歳 60歳 70歳	15.1% 19.2% 15.1% 10.9%	17.0% 13.4% 22.5% 27.3%
				増加 増加 増加 増加
	定期健診の受診率	40歳 50歳 60歳 70歳	34.6% 45.6% 40.9% 52.6%	48.6% 53.0% 62.6% 70.8%
				増加 増加 増加 増加
	エ 8020表彰者の増加			
	8020表彰者数	91人	99人	増加

基本方針2 生活習慣病の発症予防と重症化予防

	項目	策定値 (H25)	現状値 (H30)	目標
(1) 特定健康診査・特定保健指導	ア 特定健康診査・特定保健指導（常滑市国保加入者）の実施率の向上			
	特定健康診査受診率	44.7%	49.9%	60%
	特定保健指導終了率	12.4%	40.6%	45%
	イ メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少			
	メタボリックシンドローム該当者	男性 27.3% 女性 12.2%	28.0% 13.9%	減少 減少
	メタボリックシンドローム予備群	男性 17.4% 女性 5.6%	17.3% 6.7%	減少 減少
(2) がん検診	ア がん検診の受診者の増加【新規】			
	各種がん検診の受診率【新規】	—	—	増加
	イ 要精密検査受診率の向上 *重症化予防から変更			
	胃がん	90.0%	84.1%	100%
	大腸がん	80.0%	83.0%	100%
	肺がん	69.1%	83.4%	100%
	子宮頸がん	72.7%	74.2%	100%
(3) 重症化予防	乳がん	82.7%	93.3%	100%
	ア メタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少（再掲）			
	メタボリックシンドローム該当者	男性 27.3% 女性 12.2%	28.0% 13.9%	減少 減少
	メタボリックシンドローム予備群	男性 17.4% 女性 5.6%	17.3% 6.7%	減少 減少
	イ 受診勧奨判定値を超える人の減少			
	HbA1c(NGSP)6.5%以上の人の割合	9.1%	8.6%	減少

基本方針3 生涯を通じた健康づくり

	項目	策定値 (H25)	現状値 (H30)	目標
(1) 次世代（子ども）の健康づくり	ア 赤ちゃん訪問の実施率の増加			
	赤ちゃん訪問の実施率	81.0%	97.5%	増加
	イ 乳幼児健診の受診率の増加			
	3～4か月児健診	96.6%	98.7%	100%
	1歳6か月児健診	98.9%	98.9%	100%
	3歳児健診	96.0%	97.8%	100%
	ウ ゆったりとした気分で子どもと接することのできる人の増加（再掲）			
	ゆったりとした気分で子どもと接することのできる人の割合	(1歳6か月児) 76.7% (3歳児) 75.6%	79.5% 73.9%	増加 増加
	エ 育児について相談相手のいる母親の割合の増加			
	3～4か月児健診	94.4%	97.7%	増加
	1歳6か月児健診	93.2%	97.3%	増加
	3歳児健診	97.3%	94.6%	増加
	オ 予防接種の接種率の維持・向上			
	麻疹風しん混合予防接種率（年長児）	97.1%	97.8%	増加

2 自殺対策計画関連施策

計画における項目	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容	担当課
●住民への啓発と周知			
図書館などの管理運営	市民の読書活動を充実させる。定期的におはなし会等のイベントを開催する。	学校に行きづらいと思っている子どもたちにとって「安心して過ごせる居場所」として近年注目されている図書館などは、自殺対策強化月間や自殺予防週間において市民への情報提供の場となる。	生涯学習スポーツ課
●生きることの促進要因への支援			
民生・児童委員事務	民生・児童委員による地域の相談・支援等を実施する。	民生・児童委員は、相談者の中で問題が明確化しておらずとも、同じ住民という立場から、気軽に相談できるという強みがあり、地域の最初の窓口として機能する。潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	福祉課
障がい者福祉事業	障がい者手帳の交付、自立支援給付、地域生活支援事業、障害者手当を給付する。	障がい者の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげる上での最初の窓口となり、そうした取組は自殺リスクの軽減にもつながる。	福祉課
障がい者相談支援事業	障がい者とその家族の悩みごとや障がい福祉サービス等に関する総合相談を行う。	総合的に相談を受けることで、困難な状況にある障がい者やその家族が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。また相談窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	福祉課
障がい者虐待の対応	障がい者の虐待防止や早期発見に努め、障がい者やその養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携を図る。	相談を受け、速やかに関係機関と情報共有や連携を行い、虐待に関連した障がい者や家族の抱えている問題について早期対応を行う。	福祉課
生活保護に関する事務	生活保護に関する事務を行う。	生活保護受給者は、受給していない人に比べて自殺のリスクが高く、支援することで、自殺リスクの軽減を図る。	福祉課
生活困窮者自立支援事業（自立相談支援事業・住居確保給付金）	生活困窮者が抱えている問題（就労や住宅など）に関する相談に早期かつ包括的に応じる。	生活困窮に陥っている人と自殺のリスクを抱えた人とは、直面する課題や必要としている支援先等が重複している場合が多く、生活困窮者自立支援事業と自殺対策との連動が重要である。	福祉課
配偶者等暴力被害者の支援事業	配偶者等からの暴力の相談および被害者の保護・自立支援を行う。フェミニストカウンセラーによる女性のための相談室を実施する。	DV被害者は、一般的に自殺リスクが高く、支援することで、自殺リスクの軽減を図る。また相談窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	福祉課
健康日本21とこなめ計画推進事業	健康づくりに関する普及・啓発及び保健事業を実施する。 ・母子保健事業（妊娠・出産期から育児に関する相談や保健事業を実施する。） ・健康づくり事業（生活習慣病予防やその他健康増進に関する健康教育等を実施する。） ・介護予防事業（介護予防に関する教室、健康教育等を実施する。）	健康づくりの各種施策を推進していくことで生きることの包括的支援を図ることができる。子どものみならずその家族も含めて包括的な支援を展開できる可能性があり、また相談の中で必要時には他機関につながる等の対応をとることにより専門機関による支援への接点となる。	健康推進課
子育て支援センター	未就園児とその親の交流の場の提供、子どもと家庭に関する相談及び情報提供を行う。また、家庭児童相談員を設置し、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童の福祉の向上を図るための相談・指導を行う。	保護者が集い交流できる場を設け、必要に応じて支援を提供することで、自殺リスクの軽減を図る。また相談窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	こども課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要である家庭に対し、養育支援訪問員が指導・助言等を行う。	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等にさまざまな専門機関と連携しながら訪問支援を行うことで、自殺リスクの軽減を図る。	こども課
子育て短期支援事業	保護者の病気、出産、家族の介護、冠婚葬祭、就労などの理由により家庭で一時的に児童の養育ができない場合に、一定期間、児童福祉施設等に児童の養育又は保護を依頼する。	家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、支援することで、自殺リスクの軽減を図る。	こども課
母子家庭等の自立支援事業	母子家庭等自立支援給付金支給事業（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）、母子父子寡婦福祉資金の貸付、母子家庭等日常生活支援事業、母子生活支援施設措置などを実施する。	母子家庭等は経済的困窮をはじめ様々な困難を抱えて、自殺リスクが高い可能性がある。必要に応じて支援を提供することで、自殺リスクの軽減を図る。	こども課
障がい児支援に関する事務	障害児手当の支給、障害児福祉サービスの提供、親子育児教室事業を実施する。	障がい児を抱えた保護者に相談支援を提供することで、保護者自身の負担感の軽減を図る。	福祉課 こども課

計画における項目	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容	担当課
青少年活動支援センターの活動	青少年(主に小・中学生・高校生)の様々なボランティア活動を支援する拠点としての活動をするほか、青少年を対象に年に数回体験教室を実施する。	青少年たちの活動の機会を創出することで、若者の社会からの孤立化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図る。	生涯学習スポーツ課
シニアスクールの実施	概ね55歳以上の市内在住または在勤の方を対象に年に数回、様々な内容の講座を実施する。	シニア世代の人々が参加したくなるような講座を実施することで、高齢者の孤立化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図る。	生涯学習スポーツ課
人権相談	人権擁護委員による人権相談および人権啓発活動を実施する。	法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、いじめ、差別、虐待、セクハラ、配偶者やパートナーからの暴力、近隣間の騒音、その他の人権に関わる問題で悩みごとの相談を受けている。潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	市民窓口課
法律相談・行政相談	弁護士による法律相談を行う。 行政相談委員による行政相談を行う。	各種相談を総合的に受ける窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	安全協働課
登記・多重債務・空家無料相談	司法書士による登記・多重債務・空家相談を行う。	適格な助言で問題解決につなげ、自殺リスクの軽減を図る。また相談窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	商工観光課
消費生活センター	消費生活相談員による消費トラブル相談を実施する。消費生活講座等で消費者に対し啓発を実施する。	トラブルの解決で、自殺リスクの軽減を図る。また相談窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	商工観光課
地域職業相談室	求人自己検索機による求人情報を提供し、求職者に対する雇用相談および情報提供を実施する。	就労支援そのもので、自殺リスクの軽減を図る。また相談窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	商工観光課
ちた地域若者サポートステーション 巡回相談	厚生労働省からの委託により、若者の職業的自立を支援することを目的としキャリアコンサルタントを配置し相談事業を実施する。現在、半田市のクラシティに相談支援窓口があり、巡回相談として月に一回、市役所内にサテライト相談窓口を開設する。	無職の若者の職業的自立を支援することで、社会とのつながりをもつきっかけを作り、自殺リスクの軽減を図る。また相談窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	商工観光課
高齢者相談支援事業	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を行う。	総合的に相談を受けることで、困難な状況にある高齢者やその家族が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることで、自殺リスクの軽減を図る。また相談窓口は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	高齢介護課
高齢者サポーターの友愛訪問	「ひとり暮らし高齢者名簿」に基づき、地域社会と交流の少ない高齢者宅を、高齢者サポーターが訪問する。	高齢者サポーターが訪問し状況の把握や相談に応じる。潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	高齢介護課
地域カフェ	認知症予防、認知症の心配な人などが運動やゲーム・おしゃべりで脳の活性化を図ったり、仲間づくりや認知症についての情報共有を図る。	リフレッシュや仲間づくり、情報共有ができる場を設けることで、参加者の支え合いの推進をし、自殺リスクの軽減を図る。	高齢介護課
一般介護予防事業評価事業	高齢者の健康づくり・介護予防活動をすすめるために、運動や体操などの活動や地域をよくする活動(ボランティア活動)に参加する場合にポイントを付与する。	活動に参加することで、地域や社会とのつながりができ、身心の健康を促進することで、自殺リスクの軽減を図る。	高齢介護課
地域介護予防活動支援事業	高齢者の通いの介護予防教室の立ち上げ、住民主体の介護予防ボランティアの育成支援をする。	介護予防教室に参加することで、地域や社会とのつながりができ、身心の健康を促進することで、自殺リスクの軽減を図る。	高齢介護課
高齢者虐待の対応	高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携を図る。	相談を受け、速やかに関係機関と情報共有や連携を行い、虐待に関連した高齢者や家族の抱えている問題について早期対応を行う。	高齢介護課
●自殺対策を支える人材の育成			
保育の実施	保育園・こども園・幼稚園による保育・育児相談を実施する。	保育士がゲートキーパー研修を受講することで、保護者の自殺リスクを早期に発見し、他の関係機関へとつなぐなど、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	こども課
水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収(集金)事務・給水停止執行業務を実施する。	納入相談を受ける職員(検針員、窓口職員等)がゲートキーパー研修を受講することで、相談者の自殺リスクを早期に発見し、他の関係機関へとつなぐなど、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	水道課

計画における項目	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容	担当課
公営住宅入居事務、使用料(家賃)徴収・督促事務	公営住宅の入居希望者に対する事務を実施する。 公営住宅の使用料(家賃)の決定・徴収事務を実施する。 未納使用料(家賃)の督促・徴収事務を実施する。	入居希望者は、生活困窮者や高齢者の割合が高く、生活面で困難や問題を抱えているなど自殺リスクが高い可能性がある。相談対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講することで、相談者の自殺リスクを早期に発見し、他の関係機関へとつなぐなど、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	都市計画課
納税相談	住民から納税に関する相談を受け付ける。	収入減による生活困窮や多重債務により、市税等が滞納になる可能性がある。相談対応を行う職員がゲートキーパー研修を受講することで、相談者の自殺リスクを早期に発見し、他の関係機関へとつなぐなど、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	税務課
認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域を目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	認知症の家族にかかる負担は大きく、介護の中で共倒れとなったり心中が生じる危険性が潜んでいる。サポーターを養成することで、自殺リスクを早期に発見し、他の関係機関へとつなぐなど、気づき役やつなぎ役としての役割を担えるようになる。	高齢介護課
●児童生徒のSOSの出し方に関する教育			
保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、スムーズな移行を図るとともに、希望や目標をもって各学校に入学し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てる。	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で、児童生徒の家族の状況等も含めて情報を共有することで、自殺リスクを抱える家庭を包括的・継続的に支援することができる。	学校教育課
就学に関する事務	特別に支援を要する児童生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。	特別な支援を要する児童生徒は、学校生活上で様々な困難を抱える可能性がある。各々の状況に応じた支援を、関係機関が連携・展開することで、そうした困難の軽減を図る。児童生徒の保護者の相談にも応じることにより、保護者自身の負担感の軽減を図る。	学校教育課
生活指導・健全育成(教職員向け研修等)	問題行動の未然防止を含めた児童生徒の健全育成のために、研修体制を充実する。	問題行動を起こす児童生徒は、様々な困難を抱え、自殺リスクが高い可能性がある。教職員向け研修の中で自殺問題や支援先に関する情報を提供することで、子どもの自殺リスクに直面した際の対応と支援について、理解を深める機会となる。	学校教育課
性に関する指導推進事業	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師等を講師として公立小・中・高等学校に派遣し、性に関する指導の充実を図る。	望まない妊娠や性被害等は、児童生徒の自殺リスクにつながる重大な問題である。性に関する指導の際に、児童生徒に相談先情報の周知も図る。	学校教育課
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー事業	さまざまな課題を抱えた児童生徒に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークの強化を図る。	さまざまな課題を抱えた児童生徒は子ども自身のみならず、その家庭も自殺リスクを抱えている可能性がある。そうしたリスクに対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携することで、児童生徒の家庭の状況にも配慮しながら、連携して問題解決につなげる。	学校教育課
不登校児童生徒支援事業	不登校児童生徒を対象にした適応指導教室を設置する。 不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等を実施する。 不登校児童生徒の保護者に対する相談活動を実施する。	不登校児童生徒は、様々な困難を抱え、自殺リスクが高い可能性がある。指導員が不登校児童生徒とその保護者を支援することで、自殺リスクの軽減を図る。	学校教育課
いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図る。	いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と即時対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方に関する教育を推進する。	学校教育課
教育相談(いじめ含む)	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員(心理)が対面で受け付ける。また、仕事の都合や家庭の事情等で来室できない場合には、電話相談も行う。	学校以外の場で専門の相談員に相談できる機会の提供は、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	学校教育課
就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	経済的理由により、就学困難な児童生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。 特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行う。	就学に際して経済的困難を抱えている児童生徒は、その他にも様々な問題を抱えていたり、保護者自身も困難を抱えている可能性がある。費用の補助に際して家庭状況に関する聞き取りは、潜在的な自殺リスクの高い人々の早期発見・早期対応につながる。	学校教育課

計画における項目	事業概要	自殺対策の視点を加えた具体的内容	担当課
生活困窮者自立支援事業 (子どもの学習支援事業等)	貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対して学習支援や居場所の提供などをする。	子どもに対する学習支援を通じて、家族の状況や保護者の抱える問題・悩み等を察知し、支援することで、自殺リスクの軽減を図る。	福祉課
●地域におけるネットワークの強化			
精神保健福祉サポート会議	精神保健福祉関連の情報の共有化と、多様化・深刻化する援助困難事例を中心とした個別支援に対して、集団でサポートする地域ネットワークの構築を図る。	精神障がい者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報を把握し、共有することで、関係機関の連携の強化や地域資源の活用につなげる。	福祉課
生活困窮者支援調整会議	自立相談支援機関が策定したプランの適切性の協議、各支援機関によるプランの共有、プラン終結時等の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討を行う。	生活困窮者の早期把握や見守りを行うため、関係機関・関係者のネットワークを構築し、包括的な支援策を図る。	福祉課
子ども家庭支援拠点(児童虐待防止対策)	児童虐待防止対策(実務者会議、ケース検討会議など)を実施する。	子どもへの虐待は、家庭が困難な状況にあることを示す一つのシグナルであるため、保護者への支援を通じて問題の深刻化を防ぎ、自殺リスクの軽減を図る。被虐待の経験は、子ども自身の自殺リスクや成長後の自殺リスクを高める要因にもなるため、子どもの自殺防止、将来的な自殺リスクを抑えることにおいても、児童虐待防止は極めて重要である。	こども課
青少年問題対策	青少年問題連絡会(中学校区別)を開催する。	青少年層の抱える問題等に関する情報を共有することで、実務上の連携の基礎を築く。	こども課
高齢者実態調査	住民票上70歳以上で単身世帯宅を、民生児童委員が訪問し、実態を把握する。それに基づき、実際にひとり暮らしの高齢者の名簿を作成する。	名簿を作成し、自殺リスクを抱えている可能性のある住民の把握を行うとともに、民生委員や高齢者サポーターと情報を共有する。	高齢介護課
地域見守り活動に関する協定	平成28年度より、企業等と「地域見守り活動に関する協定」を締結する。新聞販売店等の企業が日常生活において、地域住民に関して何らかの異変を察知した場合に、速やかに関係機関へ連絡を行う。	何らかの異変を察知した場合に、速やかに連絡をいただき、認知症による徘徊や自殺・孤立死の未然防止その他異変の早期発見・早期対応を行う。	高齢介護課
ケア会議の開催	地域ケア会議、個別ケア会議を開催する。	地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い人の情報を把握し、共有することで、関係機関の連携の強化や地域資源の活用につなげる。	高齢介護課
地域包括ケアシステム事業	誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしい暮らしを続けることができるよう、「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する体制整備を行う。	種々の活動を通じて、地域の問題を察知し支援へとつなげる体制を整備するだけでなく、地域住民同士の支え合いや助け合いの力の醸造にもなり、自殺対策にもつながる。	高齢介護課
介護予防・生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターが、支援ニーズとサービスのマッチング機能を担い、安心生活検討会の運営やボランティア育成支援を行う。「健康と暮らしの調査」のデータに基づき、研究支援チームに効果評価支援を依頼し、地域の特性や課題を評価し、その結果を用いて市民啓発や地域づくりの支援強化を行う。	多様な主体による、多様な介護予防・生活支援サービスの構築を行うことで、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していけるようにする。	高齢介護課
在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を一体的に提供することができるようにする。	在宅医療・介護に関する各機関や職種が連携することで、高齢者が住み慣れた地域で、身心ともに安心して生活することができる。	高齢介護課
消防本部における自殺未遂者支援体制	知多保健所における自殺未遂者支援の取組「つ・な・ぐシート」に参加することで、地域の関係機関との連携を図る。	救急出場時に自殺予防リーフレットを配布することで、当事者やその家族に相談窓口などの地域の支援機関等の資源について情報周知を図り、自殺防止を啓発する。	消防課
病院における自殺未遂者支援体制	知多保健所における自殺未遂者支援の取組「つ・な・ぐシート」に参加することで、地域の関係機関との連携を図る。	現在使用しているフローチャートを病院職員に周知徹底し、また必要に応じて修正し、つなぎ先を可視化するなど体制を整備する。	常滑市民病院 患者サポート センター

3 常滑市保健福祉対策調整委員会設置要綱

○常滑市保健・福祉対策調整委員会設置要綱

平成 12 年 4 月 1 日要綱第 3 号

改正

平成 15 年 4 月 1 日

平成 18 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月 1 日

平成 28 年 3 月 29 日要綱第 27 号

常滑市保健・福祉対策調整委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 地域住民の快適な生活を維持し、保健及び福祉の推進を図るため常滑市保健・福祉対策調整委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第 2 条 住民の多様なニーズに対し保健及び福祉サービスのあり方について、総合的に調整推進することを目的とする。

(委員)

第 3 条 委員会は、別記に掲げる職にある者で構成する。

2 委員の任期は 2 年とし、市長が委嘱する。

(事業内容)

第 4 条 委員会は次の事項について協議する。

- (1) 保健事業の企画及び調整に関すること。
- (2) 保健センターの管理運営に関すること。
- (3) 高齢者福祉サービスの企画及び調整に関すること。
- (4) 社会福祉協議会との連絡調整に関すること。
- (5) 介護保険事業に関すること。
- (6) 老人福祉施設との連絡調整に関すること。
- (7) 地域包括支援センターの設置及び運営等に関すること。
- (8) 地域密着型サービス等の指定基準及び介護報酬の設定等に関すること。
- (9) 障害者福祉サービスの企画及び調整に関すること。
- (10) 障害者福祉施設との連絡調整に関すること。
- (11) その他保健及び福祉サービスの推進に関すること。

(委員長)

第 5 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し委員長が議長となる。

2 協議内容によっては、委員長が第 3 条に定める委員のうちで、関係委員のみ

の出席で臨時開催することができる。

（部会）

第7条 委員長は必要に応じ、委員会に部会を設けることができる。

2 部会に部会長を置く。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康推進課で処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日要綱第27号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別記（第3条関係）

「委員会」構成委員

- ・ 医師団から5人
- ・ 歯科医師会から3人
- ・ 薬剤師会から2人
- ・ 保健センター所長
- ・ 市民病院長
- ・ 知多保健所長
- ・ 市社会福祉協議会長
- ・ 健康づくり推進団体の代表者
- ・ 知多保健所の精神保健福祉士
- ・ 身体障害者相談員
- ・ 知的障害者相談員
- ・ 民生委員の代表者
- ・ 介護保険サービス事業者から2人
- ・ 介護保険被保険者から2人
- ・ NPOの代表者
- ・ その他委員長が必要と認める者

4 委員名簿

常滑市保健福祉対策調整委員会（保健予防部会）委員名簿

構成委員	所属	氏名
保健センター所長	常滑市保健センター所長	高 橋 克 壽
医師会代表	常滑市医師団	肥 田 康 俊
歯科医師会代表	常滑市歯科医師会	夏 目 郁 也
薬剤師会代表	常滑市薬剤師会	福 嶋 宏
知多保健所長	愛知県知多保健所	竹 原 木 綿 子
市民病院長	常滑市民病院	深 田 伸 二
健康づくり推進団体の代表者	常滑市食生活改善協議会	伊 藤 弘 子

健康日本２１とこなめ計画推進連絡会（作業部会）委員名簿

所 属 等	氏 名
株式会社 LIXIL ヘルスケアグループ	佐 藤 彩 加
あいち知多農業協同組合 常滑事業部 ふれあい業務課	斎 田 資
愛知県立常滑高等学校	筒 井 及 子
愛知県健康づくりリーダー	野 田 吉 彦 森 本 朝 子 伊 藤 千 恵
常滑市食生活改善協議会	水 野 啓 子
愛知県農村生活アドバイザー	谷 川 玲 子
常滑市小中学校校長会学校保健部会	佐 々 木 令
常滑市民病院 栄養管理室	東 海 林 文 彦
愛知県知多保健所 健康支援課	有 川 か が り
//	安 田 美 加
こども課	中 野 高 子
三和西保育園	坂 田 貴 未 江
保険年金課	山 下 剛 司
保険年金課	岩 田 照 巳
生涯学習スポーツ課	永 井 秀 俊
農業水産課	山 本 浩 史
福祉課	土 居 ま ゆ り
//	竹 内 ゆ か り
（事務局） 健康推進課 課長	入 山 佳 代 子
// 課長補佐	鈴 木 弘 恵
// 主任主査	久 田 佳 代
// 主査	浜 崎 あ ゆ み
// 保健師	勝 野 早 紀 早 川 友 希

常滑市食育推進計画庁内推進委員会委員名簿

所 属 等	氏 名
健康推進課	浜 崎 あ ゆ み
こども課	中 野 高 子
小鈴谷保育園	堀 出 考 子
商工観光課	森 下 和 菜
生活環境課	田 中 圭 亮
学校教育課	原 和 幸
北学校給食共同調理場	西 田 さ な え
生涯学習スポーツ課	石 原 大 揮
（座 長）農業水産課 課長	亀 岡 賢 一 郎
（事務局）農業水産課 課長補佐	竹 内 孝 光
// 課長補佐	山 本 浩 史
// 主任	吉 元 亮
// 主事	竹 内 益 子

常滑市自殺対策計画策定ワーキング委員名簿

所 属 等	氏 名
市民窓口課	劉 真 彦
税務課	安 藤 俊 成
安全協働課	南 里 慎 太 郎
企画課	杉 江 菜 穂 子
高齢介護課	齋 藤 直 子
健康推進課	浜 崎 あ ゆ み
こども課	大 崎 美 紀
商工観光課	森 下 和 菜
都市計画課	松 野 佑 子
水道課	見 學 由 架
学校教育課	原 和 幸
生涯学習スポーツ課	石 原 大 揮
消防本部消防課	西 本 隆 行
市民病院患者サポートセンター	三 浦 赤 実
愛知県知多保健所 健康支援課	原 口 浩 美
常滑市社会福祉協議会	山 下 圭 一
（事務局）福祉課 課長	近 藤 彰 洋
// 課長補佐	土 居 ま ゆ り
// 保健師	竹 内 ゆ か り

第2期健康日本21とこなめ計画 後期計画
令和2年3月発行
常滑市 福祉部 健康推進課（保健センター）
〒479-0868
愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の3
電話：0569（34）7000
E-mail：kenko@city.tokoname.lg.jp

